

JAおやまの現況

ディスクロージャー誌 令和5年6月



おやまくん

は じ め に

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡおやまは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌として本冊を作成いたしました。

皆様が当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和５年６月 小山農業協同組合

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ＪＡのプロフィール

(令和５年２月28日現在)

◇設 立	平成11年3月	◇組 合 員 数	14,006人
◇本店所在地	小山市神鳥谷	◇役 員 数	43人
◇出 資 金	36億円	◇職 員 数	327人
◇総 資 産	1,872億円	◇支 店	8支店
◇単体自己資本比率	18.16%	◇営農支援センター	3センター

イメージキャラクター



おやまるくん

- | | | | |
|---------|------------------------|-------|--------------------|
| ・誕生日 | 2015年4月17日 | ・身長 | 190 cm (横幅 140 cm) |
| ・性別 | 男子 | ・生誕地 | 精米機 |
| ・性格 | マイペース、おつちよこちよい | ・趣味 | 田んぼの見回り |
| ・好きな食べ物 | JAおやまの米・野菜・果物 | ・お友だち | かかし |
| ・ゆ め | JA おやまの農産物の魅力を全国に広めること | | |

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
4. 令和4年度事業の概況	5
5. 金融商品の勧誘方針	7
6. 利益相反管理方針	8
7. 金融円滑化にかかる基本方針	9
8. 地域貢献情報	10
9. リスク管理の状況	12
10. 自己資本の状況	17
11. 主な事業の内容	
(1) 主な事業の内容	18
(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	28
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	30
2. 損益計算書	31
3. キャッシュ・フロー計算書	33
4. 注記表	35
5. 剰余金処分計算書	55
6. 部門別損益計算書	56
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	60
8. 会計監査人の監査	60
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	61
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	62
4. 受取・支払利息の増減額	62
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	63
② 定期貯金残高	63
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	63
② 貸出金の金利条件別内訳残高	64
③ 貸出金の担保別内訳残高	64
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	64
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	65
⑥ 貸出金の業種別残高	65
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	66
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	67
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	67
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
⑪ 貸出金償却の額	68

(3) 内国為替取扱実績	69
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	69
② 商品有価証券種類別平均残高	69
③ 有価証券残存期間別残高	69
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	70
② 金銭の信託の時価情報等	70
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	70
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	71
(2) 医療系共済の共済金額保有高	71
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	71
(4) 年金共済の年金保有高	72
(5) 短期共済新契約高	72
3. 主要事業取扱実績	
(1) 購買品取扱実績	73
(2) 受託販売品取扱実績	73
IV 経営諸指標	
1. 利益率	74
2. 貯貸率・貯証率	74
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	75
2. 自己資本の充実度に関する事項	77
3. 信用リスクに関する事項	79
4. 信用リスク削減手法に関する事項	82
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	84
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	84
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	85
9. 金利リスクに関する事項	85
【役職員の報酬等】	
1. 役員	89
2. 職員等	89
3. その他	89
【JAの概要】	
1. 機構図	91
2. 役員構成（役員一覧）	92
3. 会計監査人の名称	93
4. 組合員数	93
5. 組合員組織の状況	93
6. 特定信用事業代理業者の状況	93
7. 沿革・あゆみ	94
8. 店舗等のご案内	97

(注) 本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。

ごあいさつ

皆様には、平素より組合運営に多大なるご支援ご協力並びにご理解を賜り心より厚く御礼申し上げます。

今年も当組合の経営内容をご報告するディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当組合に対するご理解をより一層深めていただき、更なるご愛顧のほどお願い申し上げます。



さて、令和4年度は、新型コロナウイルスの影響も終息していない中で、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する食料、資材、原油など多くの分野での価格高騰に、農家もJAも苦しい経営を余儀なくされました。農業分野においては、主食用米以外への作付転換を進めた結果、米価は回復傾向にありますが、肥料・飼料をはじめとした生産資材の価格高騰は農業分野にも波及しております。

こうした情勢を踏まえ、本県JAグループとしては、生産資材高騰対策経営支援資金を用意し、農家経営の支援に当たりました。

このような中、自己改革の最優先課題として取り組んでいる支店再編整備計画について、現在着工している下野支店の建設をもって完遂する運びとなりました。今後とも引き続き様々な課題に対して着実に確かな歩みを進めていく所存です。

また、令和5年度は「持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画」の2年度目に当たり、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つの基本目標を踏まえながら、地域農業を維持・拡大させるため、既存生産者への規模拡大支援並びに次世代担い手の確保・育成策に全力で取り組んで参ります。

組合員並びに利用者の皆様には、今後ともJA運営に特段のご支援・ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和5年6月

小山農業協同組合

代表理事組合長 渡邊 文雄

1. 経営理念

当ＪＡの、理念（・・・「ＪＡ理念」、「経営理念」）を紹介します。

ＪＡ理念

人と自然の調和から新たな創造を！

ＪＡおやまは、人を愛し、自然とふれあい、未来に向けて活力ある地域づくりに貢献します。

経営理念

1. 夢ある農業づくり

ふるさとの自然と大地を活かし、安全で良質な農産物生産に努め、夢ある農業づくりを展開します。

2. 心豊かな地域づくり

組合員や地域の人達の期待と信頼に応え、新たな文化の創造を通じ、心豊かな地域社会づくりに貢献します。

3. 未来に向けた事業展開

時代の流れや社会の変化に即応した農協経営を確立し、未来(あす)を展望した事業活動に取り組みます。

4. たゆまぬ研究開発

活力と魅力あふれるＪＡをめざして、たゆまぬ研究開発を行い、新しい価値の創造に努めます。

5. 情熱ある人づくり

豊かな感性と旺盛なチャレンジ精神をもった有用な人材を育て、人がいきいきする職場環境を確立します。

2. 経営方針

◇「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への実践

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、地域の特性を活かした生産と有利販売に努めます。また、仕入機能の強化、省力・低コストの肥料・農薬の普及拡大に取り組みます。

◇「地域の活性化」への貢献

総合事業（信用、共済、購買、販売、保管、加工、利用、宅地等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

◇健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

3. 経営管理体制

◇経営等の執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を制定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

業務の適正性確保に関する体制

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

財務報告に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

4. 令和4年度事業の概況

「持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画」の初年度として、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つを柱として事業に取り組み、組合員・地域住民の皆様の理解醸成（訪問活動や広報活動）を進めてまいりました。

米の計画的生産については、「作付参考値（面積）」を県・各市町再生協議会が示し、JAグループ全体で飼料用米を中心とした需要に応じた作付普及に取り組みました。当JAの方針参加者では作付参考値3,150haに対して、実績2,412haになりました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めました。

さらに、アクティブ・メンバーシップの強化を目的に、組合員の要望や意見を聞いたり、常勤役員や職員が組合員のお宅へ訪問するなど、対話を進めています。

この結果、収支面では事業利益は97百万円、経常利益は3億23百万円、当期剰余金は2億76百万円を計上することができました。

自己資本比率（剰余金処分後）は、自己資本の増強（内部留保の充実）に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る18.16%となり、経営の健全性を確保しています。

なお、主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

① 信用事業

貯金については、組合員や地域利用者のあらゆるニーズに応え、ライフイベントセーブルスを通じた利用者基盤の維持、地域に根ざし、選ばれる金融機関としての地位向上を目指した結果、実績1,687億円となりました。

貸出金については、組合員ニーズへの対応強化を進め、住宅資金や農業資金の伸長に努めた結果、実績303億円となりました。

② 共済事業

ライフアドバイザー（LA）を主軸に組合員・地域住民の多様化するニーズに即応した提案型推進を効果的に展開し、その成果を最大限に高めるための3Q活動による共済普及活動に取り組んだ結果、長期共済新契約高実績188億円となりました。

③ 購買事業

<生産資材>

出向く体制強化による情報・サービス提供と、農業所得増大に向けた生産コストの低減や資材全般の価格高騰対策に取り組みました。また、大口利用組合員の負託に応える割引奨励の実施、集中購買・提案型予約購買による利用満足度を高めた事業展開に努めた結果、実績38億5,830万円となりました。

<生活物資>

多様なニーズに沿った商品の取扱いと、安全・安心かつ信頼性の高い物資の提供に努めた結果、実績5億4,248万円となりました。

④ 販売事業

販売事業全般では、実績 93 億 4 百万円となりました。

<耕種>

米については、受検組合など組織の協力により 310,328 俵の集荷実績となりました。飼料用米を中心とした取り組みで需給の安定化を図り、有利販売に努め 13 億 3,866 万円の実績となりました。

麦については、実績 7 億 6,772 万円（150,947 俵）となりました。

大豆については、実績 5,638 万円（8,763 俵）となりました。

<園芸>

園芸については、多様化する実需者ニーズに対応するため、正確な産地情報を提供し、契約販売、相対取引により売り場の確保や安定した販売価格の確保に努めました。また、生産部会と一体となりメディアを利用した消費宣伝や、安全・安心な農産物の供給による信頼の確保などに取り組んだ結果、青果物は 44 億 3,359 万円、花き 3 億 251 万円の実績となりました。

<畜産>

畜産については、市場と小売店と連携して消費宣伝活動を行い、とちぎ和牛の銘柄確立と有利販売・輸出の再開に努めた結果、実績 22 億 7,383 万円となりました。

主要事業及び事業全般の業績は、次のとおりです。（単位：百万円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貯 金	1 6 9, 7 1 1	1 6 9, 6 3 4	1 6 8, 7 7 8
貸 出 金	2 8, 3 3 2	2 9, 6 4 6	3 0, 3 9 9
長期共済保有高	3 9 8, 6 8 4	3 8 2, 5 6 3	3 6 9, 7 2 9
購 買 品 供 給 高	4, 4 1 8	4, 6 3 5	4, 4 0 0
販 売 品 販 売 高	9, 4 0 9	9, 8 0 2	9, 3 0 4
事 業 利 益	9 6	2 1 4	9 7
経 常 利 益	3 2 0	4 7 4	3 2 3
当 期 剰 余 金	2 1 8	2 9 0	2 7 6
総 資 産	1 8 8, 1 1 9	1 8 8, 4 4 9	1 8 7, 2 1 8

◇対処すべき重要な課題

① 不断の自己改革の実践

不断の自己改革として「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」に引き続き取り組みます。自己改革の取り組みにあたっては、組合員との対話を通じて評価や意向を把握し、施策の点検・見直しを行う「自己改革実践サイクル」に取り組み、組合運営に組合員の声を反映していきます。実践内容は、組合員や地域住民、行政等に対し広く情報発信し、理解促進を図ります。

② 次世代担い手確保・育成の取り組み

農業者の高齢化と減少が進む中、地域農業を維持・発展させていくためには、次世代の担い手を確保・育成していくことが急務となっています。このため、確保すべき次世代の担い手数や生産量・販売金額など長期の目標を設定し、新規就農者の育成や既存生産者の規模拡大等に向けた「次世代担い手確保・育成計画」を策定し実践します。あわせて、担い手経営体への出向く活動を充実し、総合的な事業提案を通じて個別支援を強化します。

③需要に応じた米生産の取り組み

需要に応じた米生産および持ち越し在庫の圧縮に向けて、県農業再生協議会が設定した作付参考値内の作付けとなるよう主食米の生産や、飼料用米等の非主食米および大豆・園芸作物等への作付け転換に取り組みます。

④農業政策提案の取り組み

政府・与党は、食料の安定供給に関するリスクが高まる中、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しを進めています。国内生産の増大や生産資材の安定確保、国消国産、再生産可能な価格形成等に向けて、生産現場の実態や意見を届けるとともに国民理解が広まるよう取り組む必要があります。また、生産資材価格の高騰等に対しても、生産者の営農活動が継続できるよう国や県等に対する政策提案や支援を求めていく必要があります。

⑤経営基盤強化に向けた取り組み

信用事業の収益確保が厳しさを増している中で、今後の中長期的な収支見通しと組合員への影響を総合的に勘案し、経済事業を中心とした収支改善に取り組む必要があります。そのため、「持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画」への取り組みの2年目として、成長戦略・効率化戦略を積極的に推し進め、総合事業のメリットを活かしながらJA経営基盤強化に取り組みます。

⑥経営の健全性の確保

JA経営の健全性を示す指標の一つである自己資本比率については、令和4年度末(剰余金処分後)当JAの比率は18.16%であり、農協法による規制4%やJAバンク基本方針8%を大きく上回っておりますが、引き続き経営の健全性確保のために出資金や目的積立金等自己資本の充実が必要です。

今後とも事業計画を達成し、自己資本造成計画に基づいて内部留保を進め、JAの健全経営に努めます。

5. 金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

6. 利益相反管理方針

当ＪＡは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）は次のとおりです。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（１）お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型
（取引例）

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２）当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
（取引例）

- 農業法人等の買収において、当ＪＡが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （４）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （５）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- （１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7. 金融円滑化にかかる基本方針

当 J A は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んで参ります。

- 1. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めて参ります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めて参ります。
- 3. 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うよう努めて参ります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めて参ります。

5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めて参ります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各店舗に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 地域貢献情報

(1) 地域貢献に対する考え方

当JAは、小山市・野木町・下野市の一部(旧石橋町・国分寺町)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応に努めています。

(2) 地域からの資金調達の状況

貯金・積金平均残高

組 合 員 等	1 3 7, 3 2 5 百万円
うち地方公共団体等	7, 1 5 8 百万円
そ の 他	3 3, 7 2 0 百万円
合 計	1 7 1, 0 4 6 百万円

※ 上記「組合員等」には、地方公共団体等からの貯金・積金が含まれています。

(3) 地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組 合 員 等	18,095百万円
そ の 他	12,136百万円
うち地方公共団体等	10,331百万円
合 計	30,232百万円

※ 上記「その他」には、地方公共団体等への貸出金が含まれています。

②融資取扱状況（平均残高）

住 宅 ロ ー ン	12,588百万円
教 育 ロ ー ン	34百万円
自 動 車 ロ ー ン	456百万円
営 農 ロ ー ン	108百万円
農 業 資 金	1,044百万円
日本政策金融公庫資金	2百万円
農 業 近 代 化 資 金	550百万円
畜 産 特 別 資 金	一百万円
災 害 条 例 資 金	4百万円
そ の 他 制 度 資 金	67百万円
そ の 他	15,376百万円
合 計	30,232百万円

※ 上記のうち、「日本政策金融公庫資金、農業近代化資金、畜産特別資金、災害条例資金等」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（農業改良資金、就農支援資金含む）であり、後者の代表的なものは農業近代化資金、畜産特別資金となっています。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①文化的・社会的貢献に関する事項

JAは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。

このため、農業関連を中心とした総合的な事業を展開しております。

組合員以外の一般の方にも各種事業を利用していただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命などを果たしています。

また、次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食や子ども食堂に地元農畜産物を提供したり、食農教育の実施、小学生に対するランチョンマットや社会科副読本の提供など、農業への関心を高める取り組みを行う一方、高齢者福祉活動による介護予防講座やミニデイサービスの提供なども行っています。

併せて、平成11年には「日光杉並木」のオーナーとなり、世界遺産を後世に残す取り組みの一翼を担うことで文化的貢献を果たしております。

②組合員・利用者との関係性強化

当ＪＡでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結び付きを強化するため、毎年「ＪＡまつり」を開催するなど、利用者ネットワークづくりへの取り組みを行っています。

なお、本年度は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、ＪＡまつりをはじめ、中止となった取り組みがあります。

③情報提供活動

組合員の皆さま向けに、広報誌「ぐりーん・ぴあ」を毎月発行し、ＪＡの事業や地域の情報を提供しています。

また、地域住民の皆さまへの情報発信として、コミュニティー誌を年２回発行するほか、インターネット上にホームページを開設して、新たにＳＮＳを導入することで身近でタイムリーな情報提供に努めるとともに、皆さまからの情報やご意見等をｅメールでも受け付けています。

ホームページ <https://www.ja-oyama.or.jp/>

ｅメール pia@ja-oyama.or.jp

④地方創生に関する事項

小山市・下野市・野木町等との「包括連携協定」を締結するなど、地方創生推進により農業者の所得増大と地域の活性化に取り組んでいます。

９．リスク管理の状況

◇リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展、規制緩和等が急速に進展する中で、ＪＡの業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑多岐にわたり、量的にも拡大しています。そのような中で、ＪＡ経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められています。

当ＪＡは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「ＪＡ共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営します。

(１)信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、ＪＡが損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組みます。

(2)市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

(3)流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取り組み徹底等日常の事務リスクに対応するとともに、監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

(5)システムリスク

システムリスクとはコンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

(6) 法務リスク

法務リスクとは、J A経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当J Aの信用の失墜を招き、当J Aが損失を被るリスクです。

J A事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、J Aの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

当J Aでは、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJ Aの評判を形成する内容が劣化し、J Aへの安心度、親密度が損なわれることにより、J Aの評判が低下するリスクのことです。

当J Aに対する評判を適切に把握し、積極的にJ Aの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

(8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当J Aでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

◇法令等遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当J Aの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

さらに、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、J Aグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A栃木ヘルプライン(J Aグループ内部通報制度)を構築しております。さらに、令和4年6月から全国J Aヘルプラインが新設されました。J Aの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております

受付電話番号 ○J A栃木ヘルプライン

J A職員に係わる事項 028-616-8555

J A役員に係わる事項 028-616-1933 (宇都宮中央法律事務所)

○全国J Aヘルプライン 03-6261-0270

◇マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

当J Aは、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

◇プライバシーポリシー

当ＪＡは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆様の個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するＪＡとしての重大な社会的責務と考えております。

当ＪＡは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆様に信頼されるＪＡであり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

小山農業協同組合個人情報保護方針

小山農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報であり、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（受付電話番号 0285-25-3710 月～金 8時30分～17時）。

その他各支店でも受付を行っております。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク相談所）（受付電話番号 03-6837-1359）にお申し出下さい。必要により埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターと協議をいたします。

・共済事業

①の窓口または下記にお問い合わせ下さい。

JA共済相談受付センター 受付 0120-536-093

（一社）日本共済協会共済相談所 受付 03-5368-5757

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、J Aの本店・支店・営農支援センターのすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

10. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る18.16%(前年度17.80%)となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資3,633百万円(前年度3,627百万円)によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク(業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク)の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

1 1. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

J Aは、さまざまな事業部門をもった総合的な事業体です。事業の利用は組合員及び地域の皆様にも広くご利用いただくことができます。

また、ファイナンシャルプランナーを配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ（貯蓄計画、税金対策、相続問題等）に応じた総合的な生活設計計画（ライフプラン）を提案しております。

次に主な事業内容についてご案内いたします。

□信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJ Aバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆様からお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJ Aが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（J Aバンク・セーフティーネット）を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、1.21%であり、今後も債権管理に万全を期すと共に、皆様の信頼に応えることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけていきます。

●貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆様からの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

《主な商品のラインアップ》

当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてたいへん便利となっております。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引き落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受け取りなどの機能が利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。 但し、ATMによる一日当たりの利用限度額は、原則として50万円となっております。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と定期貯金とが一冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間（7日間）経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせ下さい。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて、段階的に有利になります。（金利情勢により、金利が同じになる場合があります。）

スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間（1年）を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めなくて積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

その他にも、納税準備貯金、一般財形貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金、譲渡性貯金を取り扱っております。

●融資業務

組合員や地域住民の皆様へ住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆様へもアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しております。

さらに、㈱日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

《主な商品のラインアップ》

マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等ですすでにご利用の住宅ローンの借り換えにもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修及び、システムキッチン・造園・物置など住宅関連設備にお役立ていただけます。

●為替業務

全国ＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国どこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

●国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債及び新窓販国債は毎月発行されます。

●サービス・その他

当ＪＡでは、次のようなサービスを提供しています。

- ・ コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆さまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなどのお取扱い。
- ・ パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、年中無休で 24 時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「ＪＡネットバンク」サービス。
- ・ 全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、郵便局、信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンのＡＴＭなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。
- ・ ＪＡ窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。
- ・ 組合員・利用者の皆さまに安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供しているＪＡカード（クレジットカード）のお取扱い。

また、ＩＣキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取扱い。

その他、近時、社会問題となっております偽造キャッシュカード等金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起、ＡＴＭにおける覗き見防止措置、更には手のひら生体認証システムにより安全性を向上させたＩＣキャッシュカードの発行など、各種対策を講じております。

●ご利用者対応

「一般社団法人ＪＡバンク相談所」を設置し、ＪＡの信用事業に関する苦情等の受付をしております。利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。（受付電話番号 03-6837-1359）

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し 24 時間体制で対応しております。利用者が安心してＪＡの信用サービスを受けられるよう努めております。（受付電話番号 0120-08-2065）

◇手数料一覧

〔為替手数料〕

(税込)

種 類	区 分		当組合本支店	他金融機関
送金手数料	普通扱い	1 件につき	4 4 0 円	6 6 0 円
振込手数料	電信扱い	3 万円未満 1 件	2 2 0 円	6 6 0 円
		3 万円以上 1 件	4 4 0 円	8 8 0 円
	文書扱い	3 万円未満 1 件	2 2 0 円	6 6 0 円
		3 万円以上 1 件	4 4 0 円	8 8 0 円
	A T M 系統カード扱い	3 万円未満 1 件	1 1 0 円	4 4 0 円
		3 万円以上 1 件	1 1 0 円	6 6 0 円
	A T M 他行カード扱い	3 万円未満 1 件	2 2 0 円	5 5 0 円
		3 万円以上 1 件	3 3 0 円	7 7 0 円
代金取立手数料 (隔地間)	至急扱い	1 通につき	—	1, 1 0 0 円
	普通扱い	1 通につき	—	8 8 0 円
その他諸手数料	○送金・振込の組戻料		1 件につき	1, 1 0 0 円
	○代金取立手数料※1		1 通につき	1, 1 0 0 円
	○不渡手形返却料※1		1 通につき	1, 1 0 0 円
	○取立手形組戻料※1		1 通につき	1, 1 0 0 円
	○取立手形店頭呈示料		1 通につき	1, 1 0 0 円
	ただし、1, 1 0 0 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収いたします。			
	○離島回金料		無 料	

(注) 系統カードとは J A バンクカード、J F マリンバンクカードです。

(注) A T M によるお振込みには、別途顧客手数料 (出金) が必要となります。

※1 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものが対象となります。

〔貯金業務取扱手数料〕

(税込)

種 類		基 準	金 額	種 類	基 準	金 額
残高証明書		1 通	2 2 0 円	小切手帳	1 冊	5 5 0 円
その他証明書		1 通	2 2 0 円	約束手形	1 枚	1 1 0 円
新規通帳発行※1		1 冊	1, 1 0 0 円	マル専 手形	1 枚	1 1 0 円
再 発 行	通 帳※2	1 冊	1, 1 0 0 円	〃 口座開設	1 口座	3, 3 0 0 円
	証 書	1 枚	1, 1 0 0 円	口座振替	1 回	5 5 円
	ICキャッシュカード※3	1 枚	1, 1 0 0 円	円貨両替 ※5 金種指定出金 ※6 硬貨整理 ※7	1 ~ 50 枚	無料
	JAカード (一体型)	1 枚	無料		51 ~ 100 枚	5 5 0 円
ICキャッシュカード新規発行		1 枚	無料		101 ~ 500 枚	8 8 0 円
ICキャッシュカード更新手数料		1 枚	無料		501 ~ 1000 枚	1, 1 0 0 円
JAカード (一体型) 新規発行		1 枚	無料		1001 枚以上 500 枚毎に 550 円加算	
入 金 帳		1 冊	4 4 0 円	取引履歴検索		(1 口座又は 1 取引先) 1, 6 5 0 円
未利用口座管理手数料※4		年	1, 3 2 0 円			

※1 令和5年3月1日以降に個人のお客さまが新規開設する、普通貯金・総合口座で紙の通帳を発行される口座が対象。

なお、18歳未満もしくは70歳以上の個人のお客さまは無料となります。

※2 通帳レス口座を紙の通帳発行への切替えを含みます (18歳未満もしくは70歳以上の個人のお客さまは無料)。

※3 磁気キャッシュカードからICキャッシュカードへの切替再発行は無料です。

※4 令和3年10月1日以降に新規口座開設された口座、かつ最終異動日から2年を経過した口座が対象。

※5 取扱枚数の算出基準は、両替前と両替後の枚数のうち、いずれか多い方で算出します。また、1日に複数回ご利用される場合は、合算して手数料をいただきます。なお、記念硬貨、汚損した現金の同一金種への交換は無料となります。

※6 1日に複数回に分けて同一口座からのお引出しは合算して手数料をいただきます (一万円札は枚数に含みません)。

※7 1日に複数回に分けて同一口座にご入金いただく場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。なお、硬貨枚数を測定した時点で手数料が発生し、計測した枚数により料金が確定します。

〔JAネットバンク関係手数料〕（インターネットバンキング）（税込）

種 類	区 分		自店舗宛	当JA他店舗宛	県内他JA宛	県外JA宛	他行宛
振込手数料	3万円未満	1件	無料	110円		330円	
	3万円以上	1件		220円		550円	
利用手数料	申込み・年会費		無料				

〔法人JAネットバンク関係手数料〕（税込）

種 類	区 分		自店舗宛	当JA他店舗宛	県内他JA宛	県外JA宛	他行宛
月額基本 手数料	照会・振込サービス		1,100円				
	データ伝送サービス		3,300円				
振込手数料	3万円未満	1件	無料		110円	220円	
	3万円以上	1件			330円	440円	
給与振込 手数料	3万円未満	1件	無料				220円
	3万円以上	1件					

〔媒体等持込手数料〕（持込み1ファイルあたり）（税込）

持込媒体等種類	金 額
紙媒体（私製依頼書・振込依頼書（連記式）を含む）	11,000円
電子媒体（MT・FD・USB・MO・CD・DVD等）	5,500円

※ 1度に複数の媒体を持ち込む場合、媒体ごとに手数料をいただきます。なお、1つの電子媒体に複数の取引（口座振替、給与振込（賞与振込）、振込、）データを格納している場合、取引の種類ごとに手数料をいただきます。

※ 振込依頼書（連記式）については、ご依頼口座番号ごとに手数料をいただきます。

※ 外訪時等、店舗窓口以外で媒体を受付ける場合にも同一の手数料をいただきます。

〔ATM手数料〕

当JAキャッシュカードご利用時のATM別利用手数料（消費税込）

			8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00	
JAバンク	入金・ 出金	平日	休止	無料						休止	
		土曜	休止	無料			休止				
		日曜・祝日	休止	無料			休止				
セブン銀行 イーネットATM (ファミリーマートなど) ローソン銀行	入金・ 出金	平日	110円	無料				110円			
		土曜	110円	無料		110円					
		日曜・祝日	110								
ゆうちょ銀行	入金・ 出金	平日	110円								
		土曜	110円								
		日曜・祝日	110円								
三菱東京UFJ 銀行	入金	—	取引不可								
	出金	平日	110円	無料				110円			
		土曜	110円	無料				110円			
		日曜・祝日	110円								
JFマリンバンク	入金	—	取引不可								
	出金	平日	無料								
		土曜	休止	無料			休止				
		日曜・祝日	休止	無料			休止				
他金融機関 (MICS提携)	入金	—	取引不可								
	出金	平日	220円	110円				220円			
		土曜	220円	110円				220円			
		日曜・祝日	220円								
			8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00	

〔貸付業務取扱手数料〕

(税込)

種 類		基 準	条 件		金 額	
発行手数料	残高証明書	1 通			2 2 0 円	
	融資証明書	1 通			2 2 0 円	
	住宅取得証明書	1 通			2 2 0 円	
ローンカード再発行		1 枚			5 5 0 円	
手 形 貸 付		1 回	新規・書替契約時（つなぎ資金は除く）		1, 1 0 0 円	
証 書 貸 付		1 回	新規契約時（住宅ローン、賃貸住宅関係資金は除く）		5, 5 0 0 円	
当 座 貸 越		1 回	新規契約時（営農ローン、カードローン）		1, 1 0 0 円	
住宅ローン	事務取扱手数料	1 回	新規契約時（つなぎ資金は除く）		3 3, 0 0 0 円	
	繰上返済手数料	一部			5, 5 0 0 円	
		全額	自己資金で支払う場合		1 1, 0 0 0 円	
			他行へ借換	繰上返済額 5 百万円未満		2 2, 0 0 0 円
				繰上返済額 5 百万円以上10百万円未満		3 3, 0 0 0 円
				繰上返済額10百万円以上20百万円未満		4 4, 0 0 0 円
	繰上返済額20百万円以上			1 1 0, 0 0 0 円		
賃貸住宅資金 賃貸住宅ローン	事務取扱手数料	1 回	新規契約時（つなぎ資金は除く）		3 3, 0 0 0 円	
	繰上返済手数料	一部			5, 5 0 0 円	
		全額	自己資金で支払う場合		1 1, 0 0 0 円	
			他行へ借換	繰上返済額20百万円未満		4 4, 0 0 0 円
				繰上返済額20百万円以上50百万円未満		1 1 0, 0 0 0 円
				繰上返済額50百万円以上100百万円未満		3 3 0, 0 0 0 円
	繰上返済額100百万円以上			5 5 0, 0 0 0 円		
条件変更手数料		1 回	金利変更、返済方法、担保など（相続手続は除く）		5, 5 0 0 円	

□共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク(ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払う事によって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障制度です。

J A共済は、J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力(ソルベンシー・マージン)比率がありますが、J A共済連の令和4年上半期は、1,299.4%(前年度末1,357.3%)で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しております。

J A共済は組合員・利用者の皆様の多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー(LA)が組合員・利用者の皆様のお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支店での窓口対応や電話対応を通じて組合員・利用者の皆様へさまざまな情報提供、提案を行っています。

さらに、地域貢献活動を行っており、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動(交通安全教室等)を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動やJ Aくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

《主な保障のラインナップ》

●長期共済

共済期間が長く(通常5年以上)、事故があったとき、又は満期のときに共済金を支払います。主なものは次の通りです。

終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型 終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生涯にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障です。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払するプランもあります。
定期生命共済 (逡減期間設定型)	ライフステージに合わせて保障金額を逡減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。

引受緩和型 医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障も加えることもできます。
特定重度 疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MCI）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害も、しっかり保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

●短期共済

共済期間が短く（5年未満）、事故があったときに共済金が支払われます。主なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、J Aの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車・バイクには法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故、農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

●共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしております。代表的な商品は次のとおりです。

J A安心倶楽部	J A組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）および携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償します。
J A自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と交通事故等によるケガを補償する、J A組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 （Happy Home 2） （安心あっとホーム）	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品。「Happy Home 2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品です。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

□営農指導事業

営農指導は、直接収益を生み出すという事業ではありませんが、J Aの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。J Aの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJ Aの総合力を活かした支援によって、所得増大を協同の力で実現していくとするものです。

<食の安全・安心への取り組み>

安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、J Aグループは生産履歴記帳運動を展開し、全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、環境に優しい農業の実現のため、使用済み農業生産資材の回収などにも取り組んでいます。加えて、生産部会とともにGAP（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

さらに、福島原発事故に伴う放射能対策として、県と連携し農産物のモニタリング調査を引き続き実施しています。

□販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていこうというものです。

消費者のみなさまのニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農産物を地域のみなさまに提供するため、直売所の運営などの事業についても積極的に取り組んでいます。

このように、農産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指しています。

《農産物直売所》

グリーンセンター・よらっせ桑・四季彩・国分寺・道の駅「思川」・のぎ松原大橋・道の駅「しもつけ」・ヨークベニマル小山雨ヶ谷店・ヨークベニマルゆうえんち店・イオン小山店・ベイシア小山店・管内セブンイレブン・エコスタいらや小金井店

□購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆さまに供給する事業です。この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆さまに安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は多種にわたり、特に生活関連では家財・日用品等も取り扱っています。

《関係施設》

のぞみ館東部（東部営農支援センター）連絡先：0285-41-0525
のぞみ館野木（ ）連絡先：0280-54-1655
のぞみ館西部（西部営農支援センター）連絡先：0285-33-3122
豊田購買所（ ）連絡先：0285-37-0003
のぞみ館北部（北部営農支援センター）連絡先：0285-40-0401
絹購買所（ ）連絡先：0285-49-1213
おやま広域農機センター 連絡先：0285-38-2029
オートパル県南〔自動車整備センター〕連絡先：0282-25-2621

●葬祭事業

ご家族に突然の不幸があった場合にお応えできるよう、24時間体制で受付しております。また、小山聖苑における葬儀にも対応しております。

総合葬祭式場 思川ホール 連絡先：0285-38-3100
おとめホール 連絡先：0285-41-2088

●食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスをお好みに合わせて取り扱っております。

全農県南食材センター 連絡先：0285-30-5660

□J A 暮らしの活動

J A 暮らしの活動は、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりのため、組合員・地域住民を対象に「食と農」を軸とした地域活性化や高齢化社会に対応した様々な取り組みを行っていくもので、この取り組みにより協同活動の輪を広げています。

●「食と農」を軸とした地域活性化

J A は市民農園・体験農園を通じた地域振興や、学校等との連携により農業の持つ教育力を反映した農業体験学習等を実施しています。

また、「農産物直売所」「女性大学」「料理教室」など、組合員・地域住民の活動の場を提供しています。

●高齢者福祉活動

「J A 健康寿命100歳プロジェクト」の展開による元気高齢者の生きがいづくりや、高齢者訪問活動、ミニデイサービス等助け合い活動の強化に取り組んでいます。

● J A 女性会活動の支援

J A 女性会は、住みよい地域社会づくりをめざして、世代別・目的別の活動を展開しており、J A はその自主的活動を支援しています。

□ 国産農畜産物の消費拡大運動

国産農畜産物の重要性の理解促進及び消費拡大を促進するため、「みんなのよい食プロジェクト」に取り組んでおり、国産農畜産物の魅力を伝え、地域の消費者に地産地消をすすめています。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また、農と住の調和したまちづくりをめざす様々な事業を展開していくものです。

転用相当農地等の売渡しや貸付けなどのほか、組合員が所有するアパートの管理や仲介業務も行っています。

また、組合員に対しその資産の有効活用を支援するため、意向に沿った提案を行うとともに、法務・税務相談の資産相談会も開催しています。

□ 利用事業

J A では、組合員の事業または生活に必要な共同利用施設を設置して、ご利用いただいております。

《営農関係施設》

- ・ 共同乾燥調製施設
- ・ 育苗センター
- ・ 選果場
- ・ 青果物集出荷所
- ・ 農産物加工所

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

J A バンクは、全国の J A ・信連・農林中央金庫（J A バンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J A バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「J A バンクシステム」を運営しています。

当 J A の貯金は J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J A バンク基本方針」を定め、J A の経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しい J A バンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、J A バンク全体で個々の J A の経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	3年度 令和4年 2月28日現在	4年度 令和5年 2月28日現在	科 目	3年度 令和4年 2月28日現在	4年度 令和5年 2月28日現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	169,328,988	166,404,425	1. 信用事業負債	171,288,897	170,457,773
(1) 現金	664,244	757,412	(1) 貯金	169,634,328	168,778,200
(2) 預金	121,449,226	117,039,062	(2) 借入金	1,033,992	1,031,378
系統預金	121,380,981	116,982,112	(3) その他の信用事業負債	620,576	648,195
系統外預金	68,244	56,949	未払費用	43,523	22,168
(3) 有価証券	17,015,440	17,644,950	その他の負債	577,052	626,026
国債	13,967,290	14,277,380	2. 共済事業負債	591,832	575,796
地方債	222,430	208,650	(1) 共済資金	321,761	317,080
政府保証債	212,230	199,060	(2) 未経過共済付加収入	261,266	255,785
社債	2,613,490	2,959,860	(3) 共済未払費用	8,225	2,413
(4) 貸出金	29,646,693	30,399,227	(4) その他の共済事業負債	579	516
(5) その他の信用事業資産	721,447	720,023	3. 経済事業負債	694,577	1,018,662
未収収益	696,149	633,881	(1) 経済事業未払金	213,658	261,240
その他の資産	25,298	86,141	(2) 経済受託債務	215,825	409,683
(6) 貸倒引当金	△ 168,063	△ 156,251	(3) その他の経済事業負債	265,093	347,737
2. 共済事業資産	2,126	2,143	4. 雑負債	196,269	208,936
3. 経済事業資産	1,441,239	2,175,081	(1) 未払法人税等	26,087	8,417
(1) 経済事業未収金	938,943	1,218,265	(2) 資産除去債務	6,615	6,761
(2) 経済受託債権	306,196	590,056	(3) その他の負債	163,566	193,757
(3) 棚卸資産	145,105	167,282	5. 諸引当金	1,556,579	1,469,756
購買品	113,261	141,096	(1) 賞与引当金	69,262	65,808
その他の棚卸資産	31,843	26,185	(2) 退職給付引当金	1,485,197	1,401,451
(4) その他の経済事業資産	54,806	205,201	(3) ポイント引当金	2,118	2,496
(5) 貸倒引当金	△ 3,813	△ 5,724	負債の部合計	174,328,155	173,730,924
4. 雑資産	469,569	552,183	(純資産の部)		
5. 固定資産	5,064,989	5,795,721	1. 組合員資本	13,663,112	13,903,272
(1) 有形固定資産	5,058,788	5,789,623	(1) 出資金	3,627,930	3,633,141
建物	8,024,056	8,759,739	(2) 資本準備金	15,081	15,081
機械装置	3,044,325	3,139,391	(3) 利益剰余金	10,040,905	10,282,016
土地	2,134,120	2,165,366	利益準備金	3,147,382	3,207,382
建設仮勘定	289,733	195,315	その他の利益剰余金	6,893,523	7,074,634
その他の有形固定資産	1,578,021	1,791,504	特別積立金	2,351,299	2,351,299
減価償却累計額	△ 10,011,468	△ 10,261,693	信用事業基盤整備強化積立金	1,642,258	1,732,258
(2) 無形固定資産	6,201	6,098	肥料価格安定準備金	7,702	7,702
6. 外部出資	11,874,053	11,873,956	教育基金	470,000	490,000
(1) 外部出資	11,882,656	11,873,956	営農施設設置及び運営積立金	696,800	696,800
系統出資	11,514,105	11,514,105	宅地等供給事業運営積立金	12,972	12,972
系統外出資	351,051	342,351	経営安定化積立金	550,000	630,000
子会社等出資	17,500	17,500	税効果調整積立金	443,639	414,500
(2) 外部出資等損失引当金	△ 8,602	—	当期未処分剰余金	718,850	739,101
7. 繰延税金資産	268,204	414,500	(うち当期剰余金)	290,384	276,903
			(4) 処分未済持分	△ 20,805	△ 26,967
			2. 評価・換算差額等	457,904	△ 416,185
			(1) その他有価証券評価差額金	457,904	△ 416,185
			純 資 産 の 部 合 計	14,121,016	13,487,086
資 産 の 部 合 計	188,449,171	187,218,011	負債及び純資産の部合計	188,449,171	187,218,011

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	3年度 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで			4年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで		
1. 事業総利益			3,115,443			2,882,661
事業収益		8,687,253			5,955,837	
事業費用		5,571,809			3,073,175	
(1) 信用事業収益		1,199,043			1,116,297	
資金運用収益	1,147,406			1,061,558		
うち預金利息	595,396			536,858		
うち有価証券利息配当金	145,077			149,304		
うち貸出金利息	315,645			317,513		
うちその他受入利息	91,286			57,882		
役務取引等収益	40,124			43,283		
その他事業直接収益	1,903			11,456		
その他経常収益	9,608			—		
(2) 信用事業費用		122,304			116,779	
資金調達費用	42,597			36,240		
うち貯金利息	38,704			31,602		
うち給付補填備金繰入	3,060			2,551		
うちその他支払利息	833			2,085		
役務取引等費用	14,283			16,101		
その他経常費用	65,423			64,438		
うち貸倒引当金戻入益	△ 10,273			△ 11,812		
うちその他費用	75,696			76,251		
信用事業総利益			1,076,738			999,518
(3) 共済事業収益		723,269			689,450	
共済付加収入	667,456			646,728		
共済貸付金利息	7			—		
その他の収益	55,805			42,721		
(4) 共済事業費用		36,926			27,638	
共済推進費	22,081			14,532		
その他の費用	14,845			13,105		
共済事業総利益			686,342			661,811
(5) 購買事業収益		5,011,533			2,449,183	
購買品供給高	4,635,292			2,274,997		
購買手数料	322,250			119,138		
その他の収益	53,989			55,047		
(6) 購買事業費用		4,546,643			2,045,457	
購買品供給原価	4,201,991			1,947,910		
購買品供給費	67,873			68,153		
その他の費用	276,778			29,393		
うち貸倒引当金戻入益	△ 1,294			631		
うちその他費用	278,072			28,761		
購買事業総利益			464,889			403,725
(7) 販売事業収益		454,220			442,888	
販売手数料	343,483			340,147		
その他の収益	110,736			102,741		
(8) 販売事業費用		81,366			68,537	
販売費	4,525			3,126		
その他の費用	76,841			65,411		
うち貸倒引当金戻入益	△ 6			13		
うちその他費用	76,847			65,397		
販売事業総利益			372,853			374,351
(9) 保管事業収益		71,704			69,736	
(10) 保管事業費用		8,990			11,912	
保管事業総利益			62,713			57,824

科 目		3年度 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで		4年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで	
	(11) 加工事業収益		638		750
	(12) 加工事業費用		458		678
	加工事業総利益		180		71
	(13) 利用事業収益		1,350,562		1,303,669
	共同乾燥施設収益	542,308		519,057	
	その他利用収益	808,254		784,612	
	(14) 利用事業費用		886,908		897,130
	共同乾燥施設費用	236,033		258,981	
	その他利用費用	650,875		638,148	
	利用事業総利益		463,653		406,539
	(15) 宅地等供給事業収益		13,926		4,605
	(16) 宅地等供給事業費用		503		326
	宅地等供給事業総利益		13,423		4,279
	(17) 農用地利用調整事業収益		8,441		9,294
	(18) 農用地利用調整事業費用		8,441		9,294
	農用地利用調整事業総利益		—		—
	(19) 指導事業収入		13,780		15,314
	(20) 指導事業支出		39,131		40,773
	指導事業収支差額		△ 25,351		△ 25,458
2.	事業管理費		2,900,637		2,784,900
	(1) 人件費		1,963,936		1,851,387
	(2) 業務費		201,701		207,423
	(3) 諸税負担金		122,594		119,940
	(4) 施設費		602,486		597,259
	(5) その他事業管理費		9,918		8,889
	事業利益		214,805		97,760
3.	事業外収益		283,825		247,578
	(1) 受取雑利息		3,806		2,240
	(2) 受取出資配当金		216,726		198,615
	(3) 賃貸料		23,010		28,085
	(4) 償却債権取立益		5,564		3,135
	(5) 雑収入		34,718		15,500
4.	事業外費用		24,176		21,645
	(1) 寄付金		1,423		1,388
	(2) 雑損失		22,753		20,257
	経常利益		474,454		323,693
5.	特別利益		728		20,543
	(1) 固定資産処分益		502		1,551
	(2) その他の特別利益		225		18,991
6.	特別損失		113,319		22,383
	(1) 固定資産処分損		15,583		197
	(2) 減損損失		7,061		—
	(3) その他の特別損失		90,673		22,186
	税引前当期利益		361,863		321,853
	(1) 法人税・住民税及び事業税		61,142		15,810
	(2) 法人税等調整額		10,337		29,139
7.	法人税等合計		71,479		44,949
	当期剰余金		290,384		276,903
	当期首繰越剰余金		418,129		433,058
	税効果積立金取崩額		10,337		29,139
	当期末処分剰余金		718,850		739,101

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	3 年度		4 年度	
	令和 令和	3 年 3 月 1 日から 4 年 2 月 2 8 日まで	令和 令和	4 年 3 月 1 日から 5 年 2 月 2 8 日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)		3 6 1, 8 6 3		3 2 1, 8 5 3
減価償却費		2 7 4, 5 3 4		2 6 3, 4 8 8
減損損失		7, 0 6 1		—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 1 3, 2 7 6		△ 9, 9 0 2
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△ 3, 0 6 3		△ 3, 4 5 4
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△ 2 5, 3 6 3		△ 8 3, 7 4 6
その他引当金等の増減額 (△は減少)		2 3 2		△ 8, 2 2 4
信用事業資金運用収益	△ 1,	1 4 7, 7 9 4	△ 1,	0 5 9, 4 2 0
信用事業資金調達費用		4 2, 5 9 7		3 6, 2 4 0
共済貸付金利息		△ 7		—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 2 2 0,	9 1 2	△ 2 0 1,	2 0 1
有価証券関係損益 (△は益)		△ 1, 5 1 5		△ 2, 1 3 8
固定資産売却損益 (△は益)		1 5, 0 8 1		△ 1, 3 5 4
資産除去債務関連損益 (△は益)		1 4 2		1 4 5
未収法人税等の還付額		9, 2 0 0		1 0 9, 4 4 8
法人税等の還付額		△ 2, 8 3 0		—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,	3 1 3, 6 9 4	△ 7 5 2,	5 3 3
預金の純増 (△) 減		△ 4 4 7, 0 0 0	6, 2 9 1,	0 0 0
貯金の純増減 (△)		△ 7 7, 3 2 7	△ 8 5 6,	1 2 8
信用事業借入金の純増減 (△)		△ 4, 1 7 3	△ 2,	6 1 4
その他信用事業資産の増減		4 8, 7 7 2	5,	0 4 0
その他信用事業負債の増減		3 2 3, 3 7 3	5 0,	1 4 0
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増 (△) 減		3 0 0		—
共済資金の純増減 (△)	△ 3 6,	3 1 1	△ 4,	6 8 0
その他共済事業資産の増減		4, 7 8 1		△ 1 6
その他共済事業負債の増減	△ 1 0,	7 2 4	△ 1 1,	3 5 5
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 9 2,	8 3 2	△ 2 7 9,	3 2 2
経済受託債権の純増 (△) 減	2 4 5,	3 0 5	△ 2 8 3,	8 5 9
棚卸資産の純増 (△) 減	1 3,	5 0 9	△ 2 2,	1 7 6
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 2 7,	3 9 8	4 7,	5 8 1
経済受託債務の純増減 (△)	△ 1 0 0,	3 9 5	1 9 3,	8 5 8
その他経済事業資産の増減		0		△ 1 3
その他経済事業負債の増減		1 4 5	5 0,	1 9 8
(その他の資産及び負債の増減)				
その他資産の増減		2 5, 9 4 4	△ 3 3 3,	1 7 1
その他負債の増減		1 0 7, 9 6 4	6 2,	5 6 3
信用事業資金運用による収入	1,	1 5 1, 2 3 5	1, 0 5 5,	5 0 5
信用事業資金調達による支出		△ 3 8, 7 3 8	△ 5 8,	4 6 3
共済貸付金利息による収入		7		—
小 計		△ 9 3 1, 3 0 4		4, 5 1 3, 2 8 8
雑利息及び出資配当金の受取額		2 2 0, 9 1 2		2 0 1, 2 0 1
法人税等の支払額		△ 6 0, 9 4 6		△ 3 3, 4 7 9
法人税等の還付額		△ 6 0 7		△ 9, 2 0 0
事業活動によるキャッシュ・フロー		△ 7 7 1, 9 4 5		4, 6 7 1, 8 1 0

2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 4 9 7, 9 8 2	△ 2, 6 7 7, 2 5 9
有価証券の売却等による収入	1 0 1, 9 0 3	1, 0 0 0, 3 6 2
固定資産の取得による支出	△ 4 5 9, 0 0 6	△ 1, 9 1 2, 2 5 6
固定資産の売却による収入	5 4, 4 0 9	9 1 9, 3 9 0
外部出資の売却等による収入	3 0, 5 9 0	8, 6 9 9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7 7 0, 0 8 6	△ 2, 6 6 1, 0 6 2
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1 3 6, 9 5 3	1 4 2, 2 0 6
出資の払戻しによる支出	△ 1 4 7, 3 6 3	△ 1 3 6, 9 9 5
持分の取得による支出	△ 2 0, 8 0 5	△ 2 6, 9 6 7
持分の譲渡による収入	3 7, 9 9 5	2 0, 8 0 5
出資配当金の支払額	△ 3 5, 9 1 9	△ 3 5, 7 9 2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2 9, 1 3 9	△ 3 6, 7 4 3
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 1, 5 7 1, 1 7 1	1, 9 7 4, 0 0 4
6 現金及び現金同等物の期首残高	7, 9 5 5, 6 9 1	6, 3 8 4, 5 2 0
7 現金及び現金同等物の期末残高	6, 3 8 4, 5 2 0	8, 3 5 8, 5 2 5

4. 注 記 表（令和3年度）

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 ア. 関連会社株式・・・・・・・・ 移動平均法による原価法 イ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの・・・・ 移動平均法による原価法 ②棚卸資産 ア. 購買品（生産資材・生活物資）・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 ②無形固定資産 定額法により償却しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 3. 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

⑤ポイント引当金

事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「—」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

表示方法の変更に関する注記	1. 会計上の見積りに関する注記 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。
会計上の見積りに関する注記	1. 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 268,204千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は448,351千円です) ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 おおむね5年以内の課税所得の見積額を限度として、合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。 イ. 主要な仮定 過去3年及び当事業年度の業績等により、長期にわたる安定的な課税所得の発生は予測できないため、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年以内)内の課税所得の見積額を限度としています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
	2. 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 7,061千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。 イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
	3. 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 171,878千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,530,436 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,765,502 千円	構築物	224,371 千円
機械装置	1,532,093 千円	車両運搬具	2,853 千円
工具器具備品	5,616 千円		

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産	
預金	4,768,550 千円
・担保資産に対応する債務	
為替決済に係る債務（上限）	3,736,000 千円
公金取扱にかかる決済保証金	2,550 千円
被災地金融機関向け農林中金からの借入金	1,030,000 千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額	40,000 千円
金銭債務の総額	102,919 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額	27,029 千円
---------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

（単位：千円）

区 分	金 額
破綻先債権額 (A)	125,777
延滞債権額 (B)	276,162
3 か月以上延滞債権額 (C)	－
貸出条件緩和債権額 (D)	－
リスク管理債権額 (E = A + B + C + D)	401,939
担保・保証付債権額 (F)	235,126
貸倒引当金（個別評価分）(G)	166,812
担保・保証等控除債権額 (H = E - F - G)	－

- （注）1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 上記 1～4 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

損益計算書に関する注記	1. 子会社等との取引高の総額 ①子会社等との取引による収益総額 178 千円 うち事業取引高 178 千円 ②子会社等との取引による費用総額 0 千円 うち事業取引高 0 千円																																																			
	2. 減損会計適用による固定資産の減損損失 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。 減損損失の内訳は次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>資産名</th><th rowspan="2">減損損失の認識に至った経緯</th><th colspan="2" rowspan="2">種類ごとの減損損失額 (千円)</th><th rowspan="2">回収可能価額の算定方法</th></tr><tr><th>場 所</th></tr><tr><td rowspan="2">一般資産</td><td>寒川支店</td><td rowspan="2">評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した</td><td rowspan="2">土地</td><td rowspan="2">2,782</td><td rowspan="2">現在の時価から処分費用見込額を控除した額</td></tr><tr><td>小山市中里</td></tr><tr><td rowspan="2">一般資産</td><td>中支店</td><td rowspan="2">評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した</td><td>建物</td><td>212</td><td rowspan="2">現在の時価から処分費用見込額を控除した額</td></tr><tr><td>小山市上泉</td><td>機械装置</td><td>9</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>土地</td><td>4,057</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">種類ごとの合計</td><td>(建物)</td><td>212</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>(機械装置)</td><td>9</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>(土地)</td><td>6,839</td></tr><tr><td colspan="3">総 合 計</td><td></td><td>7,061</td><td></td></tr></table>	区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)		回収可能価額の算定方法	場 所	一般資産	寒川支店	評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した	土地	2,782	現在の時価から処分費用見込額を控除した額	小山市中里	一般資産	中支店	評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した	建物	212	現在の時価から処分費用見込額を控除した額	小山市上泉	機械装置	9				土地	4,057		種類ごとの合計			(建物)	212					(機械装置)	9				(土地)	6,839	総 合 計				7,061	
区分	資産名		減損損失の認識に至った経緯					種類ごとの減損損失額 (千円)		回収可能価額の算定方法																																										
	場 所																																																			
一般資産	寒川支店	評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した	土地	2,782	現在の時価から処分費用見込額を控除した額																																															
	小山市中里																																																			
一般資産	中支店	評価方法の見直しにより、市場価格が減少した為、帳簿価格を減損した	建物	212	現在の時価から処分費用見込額を控除した額																																															
	小山市上泉		機械装置	9																																																
			土地	4,057																																																
種類ごとの合計			(建物)	212																																																
			(機械装置)	9																																																
			(土地)	6,839																																																
総 合 計				7,061																																																
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定																																																			

を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が907,193千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	121,449,226	121,450,441	1,215
有価証券			
其他有価証券	17,015,440	17,015,440	-
貸出金	29,646,693		
貸倒引当金	168,063		
貸倒引当金控除後	29,478,630	29,954,575	475,945
資産計	167,943,296	168,420,457	477,160
貯金	169,634,328	169,669,769	35,440
負債計	169,634,328	169,669,769	35,440

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 O I S という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難な金融商品 (単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	11,882,656
外部出資等損失引当金	△ 8,602
外部出資 (引当金控除後)	11,874,053

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	121,449,226		-	-	-	-
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	-	-	-	-	15,400,000
貸出金	3,625,640	2,311,835	2,414,504	2,970,574	1,549,177	16,417,583
合計	126,074,866	2,311,835	2,414,504	2,970,574	1,549,177	31,817,583

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越 230,383 千円については「1 年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
2. 3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 285,769 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	149,003,107	10,301,967	9,045,176	549,619	725,852	8,605

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①其他有価証券で時価のあるもの

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	6,884,223	7,621,680	737,456
	地方債	200,000	222,430	22,430
	政府保証債	200,070	212,230	12,159
	社債	2,400,000	2,517,880	117,880
	小計	9,684,293	10,574,220	889,926
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	6,597,807	6,345,610	△ 252,197
	社債	100,000	95,610	△ 4,390
	小計	6,697,807	6,441,220	△ 256,587
合計		16,382,101	17,015,440	633,338

なお、上記差額合計から繰延税金負債 175,434 千円を差し引いた額 457,904 千円を「其他有価証券評価差額金」に計上しています。

②当期中に売却した債券

其他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	101,903	1,903	-

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、および全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は176,303千円あり、今年度、退職給付掛金9,912千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,179,503 千円
勤務費用	91,484 千円
数理計算上の差異の発生額	9,451 千円
退職給付の支払額	<u>△ 144,726 千円</u>
期末における退職給付債務	2,135,712 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	707,324 千円
期待運用収益	8,063 千円
数理計算上の差異の発生額	<u>△ 7,706 千円</u>
確定給付型年金制度への拠出金	25,066 千円
退職給付の支払額	<u>△ 32,385 千円</u>
期末における年金資産	700,361 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,135,712 千円
年金資産	<u>△ 700,361 千円</u>
未積立退職給付債務	1,435,350 千円
未認識過去勤務費用	<u>△ 5,215 千円</u>
未認識数理計算上の差異	<u>55,062 千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,485,197 千円
退職給付引当金	1,485,197 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	91,484 千円
期待運用収益	<u>△ 8,063 千円</u>
数理計算上の差異の費用処理額	20,799 千円
過去勤務費用の費用処理額	<u>7,823 千円</u>
合計	112,044 千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア. 割引率	0.00%
イ. 長期期待運用収益率	1.10%

	2. 特例業務負担金 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,883 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、264,193 千円となっています。																																																
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 ①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>31,878 千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>20,883 千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>19,185 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>411,399 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>36,253 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>519,598 千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 71,247 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（a）</td><td>448,351 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 175,434 千円</td></tr> <tr> <td>全農外部出資評価益（合併交付金）</td><td>△ 4,441 千円</td></tr> <tr> <td>固定資産過大計上</td><td>△ 270 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（b）</td><td>△ 180,146 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（a + b）</td><td>268,204 千円</td></tr> </table> ②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.7%</td></tr> <tr> <td>（調 整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入できない項目</td><td>1.9%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入できない項目</td><td>△ 8.7%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△ 2.1%</td></tr> <tr> <td>法人税の税額控除</td><td>△ 1.1%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>19.7%</td></tr> </table>	繰延税金資産		減損損失	31,878 千円	貸倒引当金	20,883 千円	賞与引当金	19,185 千円	退職給付引当金	411,399 千円	その他	36,253 千円	繰延税金資産小計	519,598 千円	評価性引当額	△ 71,247 千円	繰延税金資産合計（a）	448,351 千円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 175,434 千円	全農外部出資評価益（合併交付金）	△ 4,441 千円	固定資産過大計上	△ 270 千円	繰延税金負債合計（b）	△ 180,146 千円	繰延税金資産の純額（a + b）	268,204 千円	法定実効税率	27.7%	（調 整）		交際費等永久に損金に算入できない項目	1.9%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 8.7%	住民税均等割等	1.5%	評価性引当額の増減	△ 2.1%	法人税の税額控除	△ 1.1%	その他	0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7%
繰延税金資産																																																	
減損損失	31,878 千円																																																
貸倒引当金	20,883 千円																																																
賞与引当金	19,185 千円																																																
退職給付引当金	411,399 千円																																																
その他	36,253 千円																																																
繰延税金資産小計	519,598 千円																																																
評価性引当額	△ 71,247 千円																																																
繰延税金資産合計（a）	448,351 千円																																																
繰延税金負債																																																	
その他有価証券評価差額金	△ 175,434 千円																																																
全農外部出資評価益（合併交付金）	△ 4,441 千円																																																
固定資産過大計上	△ 270 千円																																																
繰延税金負債合計（b）	△ 180,146 千円																																																
繰延税金資産の純額（a + b）	268,204 千円																																																
法定実効税率	27.7%																																																
（調 整）																																																	
交際費等永久に損金に算入できない項目	1.9%																																																
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 8.7%																																																
住民税均等割等	1.5%																																																
評価性引当額の増減	△ 2.1%																																																
法人税の税額控除	△ 1.1%																																																
その他	0.5%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7%																																																
その他の注記	1. 貸借対照表に計上している資産除去債務 ①当該資産除去債務の概要 国分寺支店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 国分寺支店事務所の一部の資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は 20 年、割引率は 2.2%を採用しています。 ③事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>6,473 千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>142 千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>6,615 千円</td></tr> </table>	期首残高	6,473 千円	時の経過による調整額	142 千円	期末残高	6,615 千円																																										
期首残高	6,473 千円																																																
時の経過による調整額	142 千円																																																
期末残高	6,615 千円																																																

(令和4年度)

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 ア. 関連会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法 イ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・・・・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価値のない株式等・・ 移動平均法による原価法 ②棚卸資産 ア. 購買品（生産資材・生活物資）・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 3. 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

⑤ポイント引当金

事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・選果場・集出荷所・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

	5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「一」と表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
会計方針の変更に関する注記	1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ①収益の計上時期の変更 販売事業の一部の取引において、従来は、仕切書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の出荷時点で収益を認識する方法に変更しています。 これにより、従来の方法と比べて当事業年度における販売事業収益は3,433千円増加しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額増加しています。 ②代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 これにより、従来の方法と比べて当事業年度における購入品供給高は2,125,794千円、購買品供給原価は2,062,219千円減少し、購買品手数料が63,578千円増加しています。また、葬祭供給高は370,761千円、葬祭供給原価は315,200千円減少し、葬祭手数料が55,560千円増加しています。これによる当該事業年度における損益の影響はありません。

	2. 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44－2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。												
表示方法の変更に関する注記	1. 購買手数料の表示方法 前事業年度まで購買事業収益の「購買手数料」として表示していた葬祭収益等（前事業年度 322,250 千円）は、収益認識会計基準の適用に伴い、55,047 千円を購買事業収益の「その他収益」に含めて記載し、代理人取引にかかる購買手数料を「購買手数料」に記載することへ変更しています。												
会計上の見積りに関する注記	1. 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額繰延税金資産（純額）414,500 千円 （繰延税金負債と相殺前の金額は 419,154 千円です） ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 おおむね 5 年以内の課税所得の見積額を限度として、合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。 イ. 主要な仮定 過去 3 年及び当事業年度の業績等により、長期にわたる安定的な課税所得の発生は予測できないため、将来の合理的な見積可能期間（おおむね 5 年以内）内の課税所得の見積額を限度としています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 161,976 千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。												
貸借対照表に関する注記	1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,530,436 千円であり、その内訳は次のとおりです。 <table><tr><td>建物</td><td>1,765,502 千円</td><td>構築物</td><td>224,371 千円</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>1,532,093 千円</td><td>車両運搬具</td><td>2,853 千円</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>5,616 千円</td><td></td><td></td></tr></table>	建物	1,765,502 千円	構築物	224,371 千円	機械装置	1,532,093 千円	車両運搬具	2,853 千円	工具器具備品	5,616 千円		
建物	1,765,502 千円	構築物	224,371 千円										
機械装置	1,532,093 千円	車両運搬具	2,853 千円										
工具器具備品	5,616 千円												

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産	
預金	4,768,550 千円
・担保資産に対応する債務	
為替決済に係る債務（上限）	3,736,000 千円
公金取扱にかかる決済保証金	2,550 千円
被災地金融機関向け農林中金からの借入金	1,030,000 千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額	40,000 千円
金銭債務の総額	110,697 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額	30,954 千円
---------	-----------

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

(単位：千円)

債 権 区 分	債権額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	271,334
危険債権	104,301
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	375,635

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	180 千円
うち事業取引高	180 千円
②子会社等との取引による費用総額	0 千円
うち事業取引高	0 千円

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債・社債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が906,262千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	117,039,062	117,012,335	△ 26,726
有価証券			
其他有価証券	17,644,950	17,644,950	－
貸出金	30,399,227		
貸倒引当金	156,251		
貸倒引当金控除後	30,242,976	30,394,537	151,561
資産計	164,926,988	165,051,823	124,834
貯金	168,778,200	168,719,716	△ 58,484
負債計	168,778,200	168,719,716	△ 58,484

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 O I S という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に

基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	11,873,956
外部出資等損失引当金	—
外部出資（引当金控除後）	11,873,956

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号（2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	117,038,562	500	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	100,000	—	700,000	17,300,000
貸出金	2,887,642	2,765,240	3,297,468	1,871,089	2,124,493	17,162,006
合計	119,926,205	2,765,740	3,397,468	1,871,089	2,824,493	34,462,006

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越207,631千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等266,337千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	148,503,667	12,317,105	6,753,427	708,520	486,361	9,119

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①其他有価証券で時価のあるもの

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	5,288,304	5,717,130	428,825
	地方債	200,000	208,650	8,650
	政府保証債	99,796	104,910	5,113
	社債	900,000	943,500	43,500
	小計	6,488,101	6,974,190	486,088
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	9,376,365	8,560,250	△ 816,115
	政府保証債	100,270	94,150	△ 6,120
	社債	2,096,398	2,016,360	△ 80,038
	小計	11,573,034	10,670,760	△ 902,274
	合計	18,061,135	17,644,950	△ 416,185

なお、上記差額を「其他有価証券評価差額金」に計上しています。

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、および全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は160,534千円あり、今年度、退職給付掛金9,612千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,135,712千円
勤務費用	89,119千円
数理計算上の差異の発生額	△ 385千円
退職給付の支払額	<u>△ 212,814千円</u>
期末における退職給付債務	2,011,632千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	700,361千円
期待運用収益	7,703千円
数理計算上の差異の発生額	2,960千円
確定給付型年金制度への拠出金	25,027千円
退職給付の支払額	<u>△ 63,611千円</u>
期末における年金資産	672,441千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,011,632千円
年金資産	<u>△ 672,441千円</u>
未積立退職給付債務	1,339,191千円
未認識数理計算上の差異	<u>62,259千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,401,451千円
退職給付引当金	1,401,451千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	89,119千円
期待運用収益	△ 7,703千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,851千円
過去勤務費用の費用処理額	<u>5,215千円</u>
合計	90,483千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア. 割引率	0.00%
イ. 長期期待運用収益率	1.10%

	2. 特例業務負担金 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,482千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,489千円となっています。																																														
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 ①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>30,332千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>18,228千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>388,201千円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>115,283千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>29,479千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>581,523千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△162,369千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（a）</td><td>419,154千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>全農外部出資評価益（合併交付金）</td><td>△4,441千円</td></tr> <tr> <td>固定資産過大計上</td><td>△212千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（b）</td><td>△4,654千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（a + b）</td><td>414,500千円</td></tr> </table> ②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.7%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入できない項目</td><td>2.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入できない項目</td><td>△8.6%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>1.1%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△7.5%</td></tr> <tr> <td>法人税の税額控除</td><td>△0.6%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.0%</td></tr> </table>	繰延税金資産		減損損失	30,332千円	賞与引当金	18,228千円	退職給付引当金	388,201千円	その他有価証券評価差額金	115,283千円	その他	29,479千円	繰延税金資産小計	581,523千円	評価性引当額	△162,369千円	繰延税金資産合計（a）	419,154千円	繰延税金負債		全農外部出資評価益（合併交付金）	△4,441千円	固定資産過大計上	△212千円	繰延税金負債合計（b）	△4,654千円	繰延税金資産の純額（a + b）	414,500千円	法定実効税率	27.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入できない項目	2.1%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△8.6%	住民税均等割等	1.1%	評価性引当額の増減	△7.5%	法人税の税額控除	△0.6%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0%
繰延税金資産																																															
減損損失	30,332千円																																														
賞与引当金	18,228千円																																														
退職給付引当金	388,201千円																																														
その他有価証券評価差額金	115,283千円																																														
その他	29,479千円																																														
繰延税金資産小計	581,523千円																																														
評価性引当額	△162,369千円																																														
繰延税金資産合計（a）	419,154千円																																														
繰延税金負債																																															
全農外部出資評価益（合併交付金）	△4,441千円																																														
固定資産過大計上	△212千円																																														
繰延税金負債合計（b）	△4,654千円																																														
繰延税金資産の純額（a + b）	414,500千円																																														
法定実効税率	27.7%																																														
（調整）																																															
交際費等永久に損金に算入できない項目	2.1%																																														
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△8.6%																																														
住民税均等割等	1.1%																																														
評価性引当額の増減	△7.5%																																														
法人税の税額控除	△0.6%																																														
その他	△0.2%																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0%																																														
収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																																														
その他の注記	1. 貸借対照表に計上している資産除去債務 ①当該資産除去債務の概要 国分寺支店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 国分寺支店事務所の一部の資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は20年、割引率は2.2%を採用しています。 ③事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>6,615千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>145千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>6,761千円</td></tr> </table>	期首残高	6,615千円	時の経過による調整額	145千円	期末残高	6,761千円																																								
期首残高	6,615千円																																														
時の経過による調整額	145千円																																														
期末残高	6,761千円																																														

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	金 額	
	3 年度	4 年度
1. 当期末処分剰余金	7 1 8, 8 5 0, 6 7 4	7 3 9, 1 0 1, 3 3 9
2. 剰余金処分額	2 8 5, 7 9 2, 4 1 3	3 0 5, 7 8 3, 1 3 4
(1) 利益準備金	6 0, 0 0 0, 0 0 0	6 0, 0 0 0, 0 0 0
(2) 任意積立金	1 9 0, 0 0 0, 0 0 0	2 1 0, 0 0 0, 0 0 0
(うち特別積立金)	(—)	(—)
(うち目的積立金)	(1 9 0, 0 0 0, 0 0 0)	(2 1 0, 0 0 0, 0 0 0)
(3) 出資配当金	3 5, 7 9 2, 4 1 3	3 5, 7 8 3, 1 3 4
3. 次期繰越剰余金	4 3 3, 0 5 8, 2 6 1	4 3 3, 3 1 8, 2 0 5

- (注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。
 令和3年度 年1.0%の割合
 令和4年度 年1.0%の割合
2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越額が含まれています。
 令和3年度 20,000千円
 令和4年度 20,000千円
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

	積 立 目 的	積 立 目 標 額 等 及 び 取 崩 基 準
信 用 事 業 基 盤 整 備 強 化 積 立 金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 各事業年度末貯金残高×1.5/1,000 (取崩基準) 信用事業の改善発展のための支出は、信用事業の機械情報化・サービスの充実及び金融ビックバン等への諸対応のために支出できるものとする。
肥 料 価 格 安 定 準 備 金	肥料価格の年間安定を図るため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき、取崩す。
教 育 基 金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 組合員一人当たり50,000円を目標に6億円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額を取崩す。
営 農 施 設 設 置 及 び 運 営 積 立 金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 7億円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合及び事業を廃止したときは全額取崩す。
宅 地 等 供 給 事 業 運 営 積 立 金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額を取崩す。
経 営 安 定 化 積 立 金	大規模災害対応支出や多額の一時的拠出金支出等により剰余金が減少する事に備え、組合経営の安定並びに健全な発展と財務基盤の強化を図るため。	(積立目標額) 6億円 (取崩基準) 次の事項が生じた時は、理事会の決議により取り崩すものとする。 (1) 大規模災害等が発生した場合の事業継続に要する支出 (2) 不良債権の償却・引当、固定資産等の減損処理等による支出 (3) 一時的な拠出金等を求められた時の支出 (4) 上記の外、組合経営に重大な影響を及ぼす事態の発生に伴う必要な支出
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い分)について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。

6. 部門別損益計算書（令和3年度）

農協法第37条第1項に基づいた提出資料

（参考1）部門別損益計算書

令和3年3月1日から令和4年2月28日まで

1. 部門別損益計算書

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,847,119	1,199,043	723,269	5,999,495	911,531	13,780	
事業費用②	5,731,676	122,304	36,926	4,725,867	809,071	37,506	
事業総利益③ (① - ②)	3,115,443	1,076,738	686,342	1,273,627	102,459	△ 23,726	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	2,900,637 (274,534) (1,963,936)	837,626 (21,759) (569,796)	494,025 (14,867) (393,562)	1,153,745 (225,249) (667,120)	168,562 (11,210) (121,237)	246,678 1,446 212,219	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		147,451 (4,121) (81,866)	80,710 (2,255) (44,811)	204,914 (5,727) (113,770)	23,776 (664) (13,201)	22,204 (620) (12,328)	△ 479,057 (△ 13,389) (△ 265,977)
事業利益⑧ (③ - ④)	214,805	239,112	192,317	119,882	△ 66,102	△ 270,404	
事業外収益⑨	283,825	186,843	41,366	47,294	4,973	3,346	
うち共通分⑩		22,220	12,162	30,880	3,583	3,346	△ 72,193
事業外費用⑪	24,176	7,441	4,073	10,341	1,199	1,120	
うち共通分⑫		7,441	4,073	10,341	1,199	1,120	△ 24,176
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	474,454	418,514	229,611	156,835	△ 62,328	△ 268,178	
特別利益⑭	728	224	122	311	36	33	
うち共通分⑮		224	122	311	36	33	△ 728
特別損失⑯	113,319	34,879	19,091	48,471	5,624	5,252	
うち共通分⑰		34,879	19,091	48,471	5,624	5,252	△ 113,319
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	361,863	383,859	210,642	108,675	△ 67,916	△ 273,397	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		81,062	64,062	89,636	38,636	△ 273,397	
営農指導事業 分 配 賦 後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	361,863	302,797	146,579	19,039	△ 106,552		

(注) 1. 上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 159,866 千円、事業費用 159,866 千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

(注) 2. 他部門への配賦基準等

ア. 共通管理費等

「(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割) の平均値」

イ. 営農指導事業

「均等割 (50%) + 事業総利益割 (50%)」

3. 配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	30.8	16.8	42.8	5.0	4.6	100.0
営農指導事業	29.7	23.4	32.8	14.1		100.0

2. 予算統制の状況

（単位：千円）

区 分	当初予算額	修正額	修正後 予算額 c	決算額 d	差 引 (c - d)
事業管理費	3,179,200	0	3,179,200	2,900,637	278,563
営農指導事業					
収入 a	12,000	0	12,000	13,780	△ 1,780
支出 b	56,000	0	56,000	37,506	18,494
差引 (a - b)	△ 44,000	0	△ 44,000	△ 23,726	△ 20,274

3. 専属事業損益の内訳

（単位：千円）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)	418,514	229,611	156,835	△ 62,328	△ 268,178
減価償却費 b (⑤ - ⑦)	17,638	12,612	219,522	10,546	826
共通管理費等 c (⑥ - ⑩ + ⑫)	132,672	72,621	184,375	21,392	19,978
専属事業損益 a + b + c	568,824	314,844	560,732	△ 30,390	△ 247,374

4. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	188,449,171	169,612,699	170,899	5,790,406	12,875,165
総資産 (共通資産配賦後)	188,449,172	173,575,603	2,340,071	12,533,496	

（注）共通資産の他部門への配賦基準

共通管理資産は、共通管理費配賦割合を使用し各事業に配賦しました。経済事業については、共通管理費配賦割合の農業関連事業、生活その他事業、営農指導事業の割合を合算して使用し配賦しました。

(令和4年度)

農協法第37条第1項に基づいた提出資料

(参考1) 部門別損益計算書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,101,190	1,116,297	689,450	4,072,488	207,639	15,314	
事業費用②	3,218,529	116,779	27,638	2,923,012	112,097	39,000	
事業総利益③ (① - ②)	2,882,661	999,518	661,811	1,149,476	95,542	△ 23,686	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	2,784,900 (263,488) (1,851,387)	813,517 (25,408) (541,319)	514,565 (18,274) (397,627)	1,040,781 (204,168) (588,343)	168,574 (11,292) (117,001)	247,462 (4,344) (207,095)	
*うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		148,604 (4,926) (77,662)	85,738 (2,842) (44,807)	187,428 (6,213) (97,952)	24,809 (822) (12,965)	23,470 (778) (12,266)	△ 470,051 (△ 15,581) (△ 245,654)
事業利益⑧ (③ - ④)	97,760	186,000	147,245	108,695	△ 73,031	△ 271,148	
事業外収益⑨	247,578	174,824	36,490	30,615	3,653	1,994	
*うち共通分⑩		12,629	7,286	15,929	2,108	1,994	△ 39,949
事業外費用⑪	21,645	6,838	3,929	8,665	1,137	1,075	
*うち共通分⑫		6,810	3,929	8,589	1,137	1,075	△ 21,541
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	323,693	353,986	179,807	130,645	△ 70,515	△ 270,229	
特別利益⑭	20,543	490	283	19,610	81	77	
*うち共通分⑮		490	283	618	81	77	△ 1,551
特別損失⑯	22,383	62	35	22,265	10	9	
*うち共通分⑰		62	35	78	10	9	△ 197
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	321,853	354,414	180,054	127,990	△ 70,444	△ 270,161	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		80,225	64,529	87,195	38,210	△ 270,161	
営農指導事業 分 配 賦 後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	321,853	274,188	115,524	40,795	△ 108,655		

(注) 1. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益145,353千円、事業費用145,353千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

(注) 2. 他部門への配賦基準等

ア. 共通管理費等

「(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割)の平均値」

イ. 営農指導事業

「均等割(50%) + 事業総利益割(50%)」

(注) 3. 配賦割合 (注2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31.6	18.2	39.9	5.3	5.0	100.0
営農指導事業	29.7	23.9	32.3	14.1		100.0

2. 予算統制の状況

(単位: 千円)

区 分	当初予算額	修正額	修正後 予算額 c	決算額 d	差 引 (c - d)
事業管理費	3,055,000	0	3,055,000	2,784,900	270,100
営農指導事業	収 入 a	11,000	11,000	15,314	△ 4,314
	支 出 b	56,000	56,000	39,000	17,000
	差引 (a - b)	△ 45,000	△ 45,000	△ 23,686	△ 21,314

3. 専属事業損益の内訳

(単位: 千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経 常 利 益 a (⑬ の 額)	353,986	179,807	130,645	△ 70,515	△ 270,229
減 価 償 却 費 b (⑤ - ⑦)	20,482	15,432	197,955	10,470	3,566
共 通 管 理 費 等 c (⑥ - ⑩ + ⑫)	142,785	82,381	180,088	23,838	22,551
専 属 事 業 損 益 a + b + c	517,253	277,620	508,688	△ 36,207	△ 244,112

4. 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	187,218,011	166,770,047	277,046	6,831,250	13,339,666
総 資 産 (共通資産配賦後)	187,218,012	170,987,306	2,710,225	13,520,479	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準

共通管理資産は、共通管理費配賦割合を使用し各事業に配賦しました。経済事業については、共通管理費配賦割合の農業関連事業、生活その他事業、営農指導事業の割合を合算して使用し配賦しました。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 5 年 6 月 1 3 日

小山農業協同組合

代表理事組合長 渡邊 文雄

8. 会計監査人の監査

令和 3 年度及び 4 年度の貸借対照表の、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益		8,938	8,911	8,674	8,847	6,101
	信用事業収益	1,414	1,254	1,240	1,199	1,116
	共済事業収益	828	781	751	723	689
	農業関連事業収益	5,479	5,430	5,684	5,999	4,072
	生活その他事業収益	1,201	1,429	983	911	207
	営農指導事業収益	14	15	13	13	15
経常利益		376	463	320	474	323
当期剰余金		286	266	218	290	276
出 資 金		3,676	3,659	3,638	3,627	3,633
(出資口数)		(1,225,633)	(1,219,688)	(1,212,780)	(1,209,310)	(1,211,047)
純 資 産 額		13,943	14,295	13,942	14,121	13,487
総 資 産 額		183,854	186,158	188,119	188,449	187,218
貯 金 等 残 高		165,327	167,086	169,711	169,634	168,778
貸 出 金 残 高		29,774	27,750	28,332	29,646	30,399
有価証券残高		11,025	13,132	16,732	17,015	17,644
剰余金配当金額 ・出 資 配 当 額		36	36	35	35	35
職 員 数	正職員＋嘱託	309	298	291	282	275
	(常用臨時等を含む)	(357)	(349)	(343)	(339)	(327)
自己資本比率 (%)		18.59	17.18	17.11	17.80	18.16

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
5. 信託業務の取り扱いはありません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1, 1 0 4	1, 0 2 5	△ 7 9
役 務 取 引 等 収 支	2 5	2 7	2
その他信用事業収支	△ 5 3	△ 5 2	1
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	1, 1 3 2 (0. 6 8)	1, 0 5 2 (0. 6 2)	△ 8 0 (△ 0. 0 6)
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	3, 2 1 5 (1. 6 3)	3, 0 4 1 (1. 5 3)	△ 1 7 4 (△ 0. 1 0)
事業純益	3 1 4	2 5 6	△ 5 8
実質事業純益	3 1 4	2 5 6	△ 5 8
コア事業純益	3 1 3	2 5 6	△ 5 7
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	3 1 3	2 5 6	△ 5 7

- (注) 1. 令和3年度「信用事業粗利益率」は、「信用事業総利益／信用事業資産平均残高×100」で算出をしていましたが、令和4年度は「信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100」で算出をしているため、令和3年度の数字が昨年と異なっています。
2. 令和3年度「事業粗利益」等は、令和4年度からの会計基準変更に合わせて修正しているため、令和3年度の数字が昨年と異なっています。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度			4 年度		
	平均残高	利息等	利回り	平均残高	利息等	利回り
資金運用勘定	165, 988	1, 147	0. 69	167, 739	1, 061	0. 63
うち預金	120, 418	686	0. 56	120, 995	594	0. 49
うち有価証券	16, 103	145	0. 90	16, 518	149	0. 90
うち貸出金	29, 467	315	1. 06	30, 226	317	1. 04
資金調達勘定	170, 073	42	0. 02	172, 070	36	0. 02
うち貯金・定期積金	169, 038	42	0. 02	171, 038	36	0. 02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1, 035	—	—	1, 032	—	—
総資金利ざや	0. 26			0. 23		

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達利回り(資金調達原価率)
2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	3 年度増減額	4 年度増減額
受 取 利 息 (A)	2 0	△ 8 5
うち預金	8	△ 9 1
うち有価証券	7	4
うち貸出金	5	1
支 払 利 息 (B)	△ 6	△ 6
うち貯金・定期積金	△ 6	△ 6
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	—
差 引 (C) = (A) - (B)	2 6	△ 7 9

- (注) 1. 増減額は、前年度対比です。
2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流 動 性 貯 金	71,694	42.4	77,322	45.2	5,628
定 期 性 貯 金	97,350	57.5	93,723	54.7	△3,627
小 計	169,045	100.0	171,046	100.0	2,001
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	169,045	100.0	171,046	100.0	2,001

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	年度末残高	構成比	年度末残高	構成比	
定 期 貯 金	91,706	100.0	86,098	100.0	△5,608
うち固定自由金利定期	91,663	99.9	86,056	99.9	△5,607
うち変動自由金利定期	42	0.1	42	0.1	—

(注) 1. 固定自由金利定期・・・預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期・・・預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
手 形 貸 付 金	3 3 5	2 4 5	△ 9 0
証 書 貸 付 金	2 7, 3 0 6	2 8, 1 7 2	8 6 6
当 座 貸 越	2 5 4	2 3 8	△ 1 6
割 引 手 形	—	—	—
金融機関貸付金	1, 5 7 6	1, 5 7 6	—
合 計	2 9, 4 7 2	3 0, 2 3 2	7 6 0

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	年度末残高	構成比	年度末残高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	2 3, 8 5 0	80.4	2 5, 0 1 3	82.2	1, 1 6 3
変 動 金 利 貸 出	5, 7 9 6	19.5	5, 3 8 6	17.7	△ 4 1 0
合 計	2 9, 6 4 6	100.0	3 0, 3 9 9	100.0	7 5 3

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目		3 年度	4 年度	増 減
	自店貯金担保	3 7 4	3 1 5	△ 5 9
	有価証券担保	—	—	—
	商業手形担保	—	—	—
	不動産担保	1 3, 9 5 5	1 4, 9 6 8	1, 0 1 2
	共済証書	8 5 9	7 2 7	△ 1 3 2
	その他担保	1 6	1 5	△ 1
	担保合計	1 5, 2 0 7	1 6, 0 2 5	8 1 8
	農業信用基金協会保証	2, 4 4 1	2, 3 1 7	△ 1 2 3
	個人保証	7 5 1	7 3	△ 6 7 7
	その他保証	1 2 1	1 6 2	4 0
	保証合計	3, 3 1 4	2, 5 5 3	△ 7 6 0
信用貸越		1 1, 1 2 5	1 1, 8 2 0	6 9 5
合 計		2 9, 6 4 6	3 0, 3 9 9	7 5 2

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	年度末残高	構成比	年度末残高	構成比	
設 備 資 金	1 6, 7 0 9	56.3	1 7, 5 0 4	57.5	7 9 5
運 転 資 金	1 2, 9 3 7	43.6	1 2, 8 9 4	42.4	△ 4 3
合 計	2 9, 6 4 6	100.0	3 0, 3 9 9	100.0	7 5 3

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	年度末残高	構成比	年度末残高	構成比	
農 業	3, 9 9 4	13.4	3, 7 9 0	12.4	△ 2 0 4
林 業	—	—	2 9	0.1	2 9
水 産 業	—	—	—	—	—
製 造 業	2, 9 2 9	9.8	3, 1 6 1	10.3	2 3 2
鉱 業	1 1 6	0.3	1 1 3	0.3	△ 3
建 設 ・ 不 動 産 業	2, 7 3 6	9.2	2, 8 0 9	9.2	7 3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	8 7	0.2	8 6	0.2	△ 1
運 輸 ・ 通 信 業	6 3 5	2.1	7 5 5	2.4	1 2 0
金 融 ・ 保 険 業	1, 8 9 0	6.3	1, 8 8 8	6.2	△ 2
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	3, 2 3 4	10.9	3, 6 6 3	12.0	4 2 9
地 方 公 共 団 体	9, 5 3 7	32.1	1 0, 2 3 9	33.6	7 0 2
非 営 利 法 人	7 4 7	2.5	7 0	0.2	△ 6 7 7
そ の 他	3, 7 3 6	12.6	3, 7 9 0	12.4	5 4
合 計	2 9, 6 4 6	100.0	3 0, 3 9 9	100.0	7 5 3

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
穀作	4 9 6	4 5 1	△ 4 4
野菜・園芸	5 3 6	4 8 5	△ 5 1
果樹・樹園農業	6 3	8 3	2 0
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	3 7 5	3 6 9	△ 6
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	4 2 3	3 9 6	△ 2 7
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1, 8 9 4	1, 7 8 5	△ 1 0 9

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	1, 3 3 7	1, 2 2 3	△ 1 1 4
農業制度資金	5 5 6	5 6 2	5
うち農業近代化資金	5 1 9	5 3 0	△ 1 1
うちその他制度資金	3 7	3 1	△ 5
合 計	1, 8 9 4	1, 7 8 5	△ 1 0 9

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく
債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額				(参考) 購買 未収金
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	3年度	292	123	1	166	292	3
	4年度	271	102	13	155	271	3
危険債権(B)	3年度	109	—	109	—	109	11
	4年度	104	4	100	—	104	19
要管理債権(C)	3年度	—	—	—	—	—	—
	4年度	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	3年度	—	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—	—
小計(D=A+B+C)	3年度	401	123	111	166	401	15
	4年度	375	106	114	155	375	22
正常債権(E)	3年度	29,946					876
	4年度	30,726					1,146
合計(D+E)	3年度	30,348					891
	4年度	31,101					1,169

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

〔3年度〕

(単位：百万円)

項 目	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金勘定)	185 (184)	171 (170)	— (—)	185 (184)	171 (170)
信用事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	178 (177)	168 (166)	— (—)	178 (177)	168 (166)
共 済 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
購 買 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	7 (7)	3 (3)	— (—)	7 (7)	3 (3)
販 売 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (—)	0 (—)	— (—)	0 (—)	0 (—)
そ の 他 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (0)	— (—)	0 (0)	0 (0)
外部出資等損失引当金 (うち個別貸倒引当金勘定)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	— (—)	8 (8)

〔4年度〕

(単位：百万円)

項 目	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金勘定)	171 (170)	161 (160)	— (—)	171 (170)	161 (160)
信用事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	168 (166)	156 (155)	— (—)	168 (166)	156 (155)
共 済 事 業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
購 買 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	3 (3)	3 (3)	— (—)	3 (3)	3 (3)
販 売 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (—)	0 (—)	— (—)	0 (—)	0 (—)
そ の 他 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	1 (1)	— (—)	0 (0)	1 (1)
外部出資等損失引当金 (うち個別貸倒引当金勘定)	8 (8)	— (—)	8 (8)	0 (0)	— (—)

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	3 年 度	4 年 度
貸出金償却額（信用）	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

種 類		3年度		4年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	22,929	172,718	23,998	175,208
	金 額	20,885	37,952	26,485	40,631
代金取立為替	件 数	—	5	1	7
	金 額	—	2	—	16
雑 為 替	件 数	968	417	1,244	459
	金 額	130	28	132	25
合 計	件 数	23,897	173,140	25,243	175,674
	金 額	21,015	37,983	26,618	40,673

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
国 債	13,216	13,423	207
地 方 債	199	199	△0
政府保証債	200	200	△0
金 融 債	—	—	—
社 債	2,487	2,694	207
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	16,103	16,518	414

②商品有価証券種類別平均残高

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのない もの	合 計
3年度								
国 債	1,001	—	—	—	—	12,965	—	13,967
地 方 債	—	—	—	—	—	222	—	222
政府保証債	—	—	—	—	—	212	—	212
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	966	616	1,031	—	2,613
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのない もの	合 計
4 年度								
国 債	—	—	—	—	—	14,277	—	14,277
地 方 債	—	—	—	—	—	208	—	208
政府保証債	—	—	—	—	—	199	—	199
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	99	734	209	1,171	745	—	2,959
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当 JA では投機的運用を行わないため保有しておりません。

[満期保有目的の債券]

満期保有目的の債券については保有しておりません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	3 年度			4 年度		
		取 得 価 額	貸借対照表計上額	差 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 価額を超えるもの	国 債	6,884	7,621	737	5,288	5,717	428
	地 方 債	200	222	22	200	208	8
	政府保証債	200	212	12	99	104	5
	社 債	2,400	2,517	117	900	943	43
	小 計	9,684	10,574	889	6,488	6,974	486
貸借対照表 計上額が取得 価額を超えないもの	国 債	6,597	6,345	△252	9,376	8,560	△816
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	100	94	△6
	社 債	100	95	△4	2,096	2,016	△80
	小 計	6,697	6,441	△256	11,573	10,670	△902
合 計		16,382	17,015	633	18,061	17,644	△416

(注) 取得価額は償却原価によっております。

②金銭の信託の時価情報等

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		3 年度			4 年度		
		件数	新契約高	保有高	件数	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	418	3,299	125,833	426	3,461	119,877
	定期生命共済	60	501	1,914	65	565	2,410
	養老生命共済	155	446	41,575	115	367	36,435
	うちこども共済	140	346	14,937	103	238	13,819
	医療共済	1,138	45	2,233	1,216	24	1,949
	がん共済	156	—	446	153	—	428
	定期医療共済	—	—	173	—	—	147
	介護共済	150	466	2,911	155	394	3,222
	年金共済	493	—	30	243	—	30
建物更生共済		981	12,799	207,445	1,064	14,011	205,229
合 計		3,551	17,558	382,563	3,437	18,824	369,729

- (注) 1 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡共済金額）です。
- 2 年金共済は年金共済に付加された定期特約金額です。
- 3 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始（平成5年度）以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約についても合算して計上しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	3 年度		4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	408 160,481	48,752 184,370	80 175,134	42,082 391,490
がん共済	793	17,146	784	17,246
定期医療共済	—	985	—	883
合 計	1,201 160,481	66,883 184,370	864 175,134	60,211 391,490

- (注) 1. 金額は共済金額です。
2. 「医療共済」と「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	3 年度		4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	570	4,200	506	4,577
認 知 症 共 済	—	—	90	90
生活障害共済(一時金型)	350	1,056	361	1,359
生活障害共済(定期年金型)	23	158	29	182
特 定 重 度 疾 病 共 済	454	864	373	1,195

- (注) 金額は、介護共済は介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	3 年度		4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2 9 8	2, 7 4 7	1 2 7	2, 7 6 7
年金開始後		9 2 3		8 9 8
合 計	2 9 8	3, 6 7 1	1 2 7	3, 6 6 6

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	3 年度		4 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	2 9, 4 0 5	3 4	2 8, 6 6 4	3 3
自 動 車 共 済		6 5 9		6 5 1
傷 害 共 済	1 2, 2 5 7	3	1 9, 6 9 6	3
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	1 2	0	1 2	0
賠償責任共済		0		0
自 賠 責 共 済		7 5		7 2
合 計		7 7 3		7 6 0

(注) 金額は保障金額です。

3. 主要事業取扱実績

(1) 購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		3 年度取扱高	4 年度取扱高
生 産 資 材	肥料	6 5 8	8 2 7
	農薬	4 9 6	5 1 8
	飼料	1, 1 9 8	1, 4 3 3
	農業機械	3 9 8	0
	包装資材	3 5 4	3 4 9
	園芸資材	2 9 5	1 9 7
	畜産資材	3 6 8	2 7 9
	自動車	2 3	1 3
	その他	2 4 0	2 3 8
	計	4, 0 3 5	3, 8 5 8
生 活 物 資	衣料品	1 0	8
	耐久財	2 1 8	1 9 2
	食 品	米	5
		食材	1 3 7
		一般食品	9 4
	日用雑貨	1 0 4	9 8
	その他	5	5
	計	6 0 0	5 4 2
合 計		4, 6 3 5	4, 4 0 0

(注) 取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	3 年度取扱高	4 年度取扱高
米	1, 8 8 8	1, 3 3 8
麦	8 5 5	7 6 7
豆・雑穀	6 6	5 7
野菜	4, 0 7 0	4, 2 7 0
果実	1 7 8	1 6 2
花き・花木	2 7 9	3 0 2
畜産物	2, 3 2 5	2, 2 7 3
林産物	—	—
その他	1 3 8	1 3 0
合 計	9, 8 0 2	9, 3 0 4

(注) 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
総資産経常利益率	0. 2 5 4	0. 1 7 1	△ 0. 0 8 3
資本経常利益率	3. 5 3 8	2. 3 6 8	△ 1. 1 7 0
総資産当期純利益率	0. 1 5 5	0. 1 4 7	△ 0. 0 0 8
資本当期純利益率	2. 1 6 5	2. 0 2 5	△ 0. 1 4 0

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		3 年度	4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	1 7. 4	1 8. 0	0. 6
	期中平均	1 7. 4	1 7. 6	0. 2
貯 証 率	期 末	1 0. 0	1 0. 4	0. 4
	期中平均	9. 5	9. 6	0. 1

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度	4 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,610	13,867
うち、出資金及び資本準備金の額	3,643	3,648
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	10,040	10,282
うち、外部流出予定額 (△)	35	35
うち、上記以外に該当するものの額	△37	△26
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,611	13,868
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目	3 年 度	4 年 度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	4
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	13,606	13,864
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,681	70,772
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,727	5,560
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	76,409	76,332
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.80	18.16

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		3 年度			4 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要 自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要 自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	580	—	—	653	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,519	—	—	14,706	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	9,750	—	—	10,451	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,102	90	3	1,102	90	3
	地方三公社向け	670	134	5	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	122,042	24,408	976	117,574	23,408	936
	法人等向け	1,661	832	33	2,141	1,022	40
	中小企業等向け及び個人向け	726	209	8	674	144	5
	抵当権付住宅ローン	222	75	3	201	56	2
	不動産取得等事業向け	1,436	1,398	55	1,368	1,338	53
	三月以上延滞等	295	132	5	270	122	4
	取立未済手形	19	3	0	17	3	0
	信用保証協会等保証付	12,759	1,254	50	13,058	1,285	51
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	0	—	—	—	—	—
	出資等	655	646	25	646	646	25
	(うち出資等のエクスポージャー)	655	646	25	646	646	25
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	22,723	41,494	1,659	24,923	42,653	1,706
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	12,829	32,074	1,282	12,830	32,075	1,283
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	445	1,113	44	416	1,040	41
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9,448	8,307	332	11,677	9,537	381
	他の金融機関等の対象資本調達手段						
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの						
	複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産						
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちＳＴＣ要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非ＳＴＣ適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うちレックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるものされるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
	上記以外						
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	188,167	70,681	2,827	187,791	70,772	2,830
	ＣＶＡリスク相当額÷８％	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	信用リスク・アセットの額の合計額	188,167	70,681	2,827	187,791	70,772	2,830
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を８％で除して得た額			所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を８％で除して得た額		所要 自己資本額
	a			b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	5,727			229	5,560		222
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計			所要 自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計		所要 自己資本額
	a			b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	76,409			3,056	76,332		3,053

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当ＪＡでは基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- (粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近３年間の合計額
直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8 %

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			3 年度				4 年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		238	238	—	—	215	215	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		4	4	—	—	301	4	296	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		671	671	—	—	0	0	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,404	—	1,404	—	1,504	—	1,504	—
	運輸・通信業		205	—	200	—	205	—	200	—
	金融・保険業		136,274	1,602	1,102	—	131,905	1,602	1,202	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		385	14	—	—	379	16	—	—
	日本国政府・地方公共団体		23,268	9,549	13,719	—	25,157	10,250	14,907	—
	上記以外		54	54	—	—	45	45	—	—
	個 人		17,573	17,568	—	292	18,328	18,320	—	267
	その他		8,085	—	—	—	9,748	—	—	—
業種別残高計			188,167	29,703	16,427	292	187,791	30,455	18,112	267
	1 年以下		124,291	1,245	1,003	—	118,157	583	—	—
	1 年超 3 年以下		1,383	1,383	—	—	3,003	2,902	100	—
	3 年超 5 年以下		2,998	2,998	—	—	2,716	2,014	701	—
	5 年超 7 年以下		3,011	2,108	902	—	2,821	2,620	200	—
	7 年超 10 年以下		7,401	6,799	601	—	7,554	6,354	1,199	—
	10 年超		28,606	14,686	13,919	—	31,385	15,475	15,909	—
	期限の定めのないもの		20,475	481	—	—	22,152	502	—	—
	残存期間別残高計		188,167	29,703	16,427	—	187,791	30,455	18,112	—

- （注） 1. 当 J A は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年度					4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	184	170	—	184	170	170	160	—	170	160

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		3 年度						4 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	8	—	9	8	—	8	—	—	8	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		184	170	—	184	170	—	170	160	—	170	160	—
業種別計		193	179	—	193	179	—	179	160	—	179	160	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		3 年度			4 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	—	24,703	24,703	—	27,136	27,136
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	13,444	13,444	—	13,754	13,754
	リスク・ウエイト 20%	—	122,843	122,843	100	120,051	120,151
	リスク・ウエイト 35%	—	215	215	—	114	114
	リスク・ウエイト 50%	1,604	2,530	4,135	2,001	193	2,195
	リスク・ウエイト 75%	—	159	159	—	116	116
	リスク・ウエイト 100%	—	9,341	9,341	—	11,011	11,011
	リスク・ウエイト 150%	—	49	49	—	64	64
	リスク・ウエイト 250%	—	13,274	13,274	—	13,246	13,246
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%を適用する残高		—	—	—	—	—	—
計		1,604	186,562	188,167	2,102	185,689	187,791

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 「リスク・ウエイト 1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

◇ 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

◇ 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

◇ 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

◇ 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	3 年度		4 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	200
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	6	—	10	—
中小企業等向け及び個人向け	179	246	129	290
抵当権住宅ローン	—	—	—	81
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	0	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	43	2, 195	41	2, 621
合 計	228	2, 642	181	3, 194

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。

3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①関連会社等出資、②その他有価証券、③系統出資および系統外出資に区分して管理しています。

①関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等の評価等については、①関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	11,882	11,882	11,873	11,873
合計	11,882	11,882	11,873	11,873

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

3 年度			4 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

3 年度		4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

3 年度		4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	3 年度	4 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、A L M 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1. 2 4 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ N I I に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
順番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,745	1,743	112	114
2	下方パラレルシフト	—	—	—	1
3	スティープ化	1,871	1,928		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	102		
7	最大値	1,871	1,928		114
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	13,606		13,864	

・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【役職員の報酬等】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について

令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	59,404千円	63,152千円
監 事	15,475千円	15,923千円
合 計	74,880千円	79,075千円

(注) 1. 対象役員は、理事35名、監事8名です。(期中に退任した者を含む。)

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には、期中に退職した者も含めています。

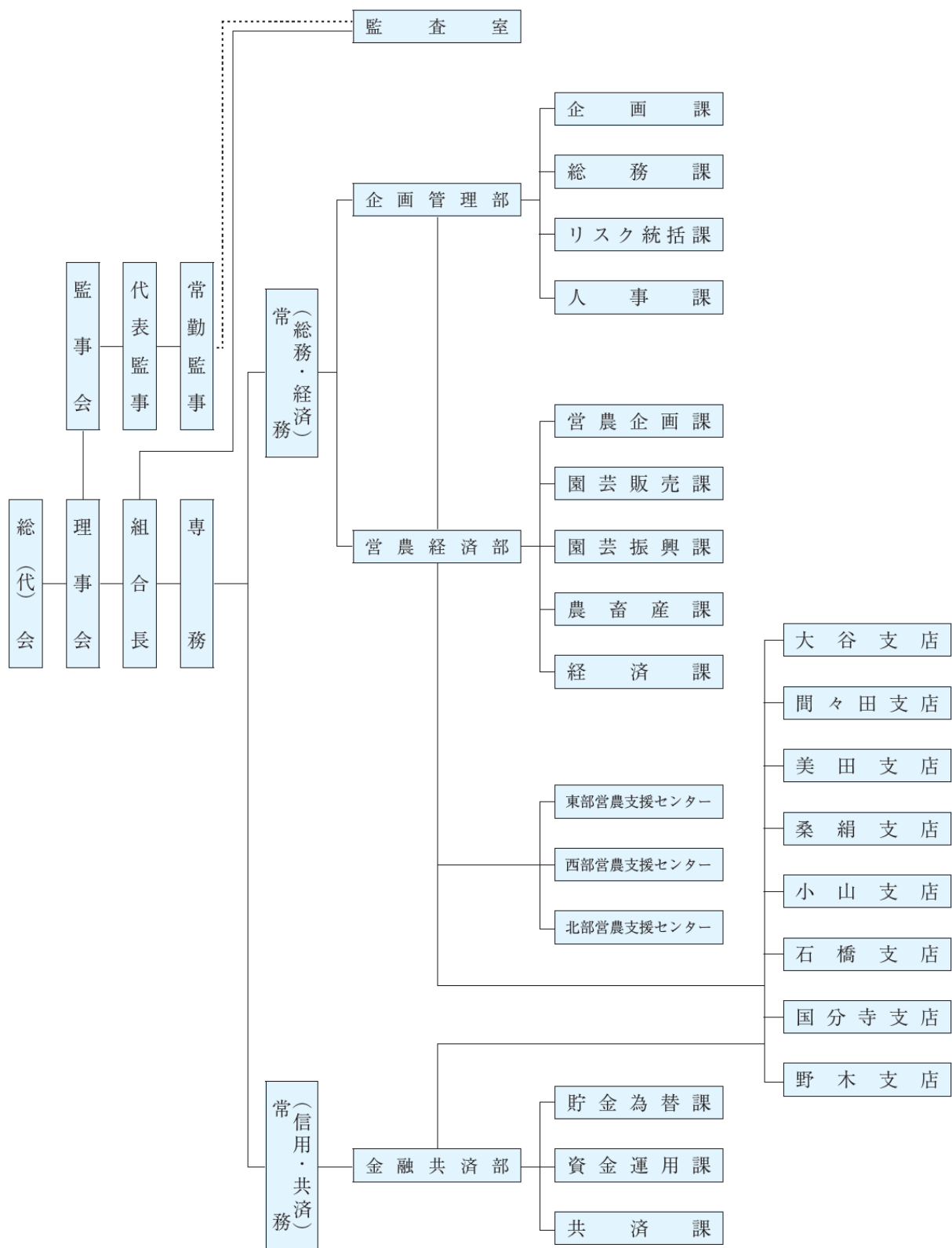
(注) 2. 「同等額」は、令和4年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. その他

当J Aの対象役員及び職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。

【 J A の概要】

1. 機構図（令和5年3月1日末現在）



(注)1. 事業機能の効率化を図るため、生活利用課を廃止し、所管業務の女性会活動を営農企画課へ、典礼を経済課へ、資産管理を資金運用課へ移管しました。

2. 支店再編整備計画に基づき、寒川支店・中支店・穂積支店・豊田支店を統合し、美田支店を新設、絹支店・桑支店を統合し、桑絹支店を新設しました。

2. 役員構成（役員一覧）

（令和5年2月現在）

区 分			氏 名	摘 要
役 職 名	常 勤 非 常 勤	・ 代 表 権 の 別 有 無		
代表理事組合長	常 勤	有	渡邊 文雄	実務精通者、認定農業者
代表理事専務	〃	有	杉山 清司	実務精通者、実践的能力者
常 務 理 事	〃	無	山崎 一栄	学識経験者、総務・経済担当、実践的能力者
常 務 理 事	〃	〃	町田 勝弥	学識経験者、信用・共済担当、実践的能力者
理 事	非常勤	〃	石嶋 豊仁	
〃	〃	〃	川中子 幹彦	認定農業者
〃	〃	〃	伊沢 隆一	
〃	〃	〃	北野 道世	認定農業者
〃	〃	〃	近藤 文二	認定農業者
〃	〃	〃	海老原 一弘	認定農業者
〃	〃	〃	小林 正樹	認定農業者
〃	〃	〃	諏訪 忠夫	実践的能力者
〃	〃	〃	小林 正	
〃	〃	〃	仁見 一雄	認定農業者
〃	〃	〃	柿木 芳里	認定農業者
〃	〃	〃	静谷 要一	実践的能力者
〃	〃	〃	大塚 力	実践的能力者
〃	〃	〃	上原 進	認定農業者
〃	〃	〃	渡邊 稔	認定農業者
〃	〃	〃	岡本 明	認定農業者
〃	〃	〃	濱野 正一	
〃	〃	〃	神保 重治	認定農業者
〃	〃	〃	大島 茂男	実践的能力者
〃	〃	〃	海老沼 和彦	認定農業者
〃	〃	〃	大久保 誠	認定農業者
〃	〃	〃	小川 定男	実践的能力者
〃	〃	〃	見目 守	
〃	〃	〃	福田 浩一郎	認定農業者
〃	〃	〃	秋元 和重	認定農業者
〃	〃	〃	福田 真一	認定農業者
〃	〃	〃	岡田 重幸	実践的能力者
〃	〃	〃	小林 剛	認定農業者
〃	〃	〃	酒井 吉一	認定農業者
〃	〃	〃	長 眞由美	女性理事
〃	〃	〃	近藤 洋子	女性理事
監 事	非常勤	一	黒須 市郎	代表監事
〃	常 勤	一	望月 浩	学識経験者、常勤監事
〃	非常勤	一	倉井 光三	
〃	〃	一	赤荻 稔	
〃	〃	一	黒川 勉	
〃	〃	一	渡邊 宏文	
〃	〃	一	横塚 清	
〃	〃	一	生澤 良一	員外監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年2月現在） 所在地 東京都港区芝

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	3 年度	4 年度	増 減
正組合員	8, 3 8 1	8, 1 7 6	△ 2 0 5
個 人	8, 3 7 5	8, 1 7 1	△ 2 0 4
法 人	6	5	△ 1
准組合員	5, 7 1 0	5, 8 3 0	1 2 0
個 人	5, 5 0 2	5, 6 1 9	1 1 7
法 人	2 0 8	2 1 1	3
合 計	1 4, 0 9 1	1 4, 0 0 6	△ 8 5

5. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 事 実 行 組 合	339組合	レ タ ス 部 会	83人	肥 育 牛 部 会	29人
農 産 物 受 検 組 合	14組合	ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	107人	資 産 管 理 部 会	84人
青 年 部	102人	な す 部 会	89人	年 金 受 給 者 友 の 会	8,932人
女 性 会	435人	梨 部 会	47人	レ デ ィ ー ス サ ー ク ル 「 ド リ ー ム 」	208人
青 色 申 告 研 究 会	53人	と う も ろ こ し 部 会	70人	趣 味 の 会	180人
耕 種 部 会	165人	干 瓢 部 会	5 人	直 売 所 利 用 部 会	2 部 会
集 落 営 農 組 合 連 絡 協 議 会	51組合	か ぼ ち ゃ 部 会	32人		
小 麦 採 種 部 会	7 人	牛 蒡 部 会	29人		
ビ ー ル 大 麦 採 種 部 会	31人	大 根 部 会	22人		
大 豆 部 会	100人	ニ ラ 部 会	14人		
養 蚕 部 会	7 人	人 参 部 会	22人		
ほ う れ ん 草 部 会	148人	キ ウ イ 部 会	19人		
き ゅ う り 部 会	90人	玉 ね ぎ 部 会	23人		
ト マ ト 部 会	88人	カ ブ 部 会	6 人		
い ち ご 部 会	96人	花 卉 園 芸 組 合	26人		

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 沿革・あゆみ

(J Aの設立から現在に至るまでの間の主な出来事を紹介します)

平成 11 年 3 月	小山農業協同組合（愛称：J Aおやま）設立 ⇒下都賀東部地区 6 農協が合併 (旧石橋町、旧国分寺町、小山市桑、小山市、小山市小山、野木町)
5 月	野木ライスセンター竣工
6 月	グリーンセンター（農産物直売所）3 周年記念セール
9 月	園芸連絡協議会の発足（⇒専門部会 27 部会）
10 月	第 1 回 J Aおやま祭り
11 月	「日光杉並木街道保護事業杉並木オーナー制度」に加入
平成 12 年 4 月	女性会設立総代会
5 月	第 1 回通常総代会開催
10 月	支店運営委員会を各支店に設置 (⇒生産組織、青年部・女性会組織代表者等で構成)
10 月	総合葬祭式場『思川ホール』オープン（小山市萩島）
11 月	第 1 回家の光大会
11 月	第 25 回 J A栃木県大会（⇒『農と共生の世紀づくり運動』を決議）
平成 13 年 3 月	J A機構の一部変更（⇒営農経済渉外員、共済専任職員（LA）の導入など）
5 月	産業組合法施行 100 周年記念事業 (⇒黒磯市沼ッ原への記念植林、J Aグループ栃木で 17,000 本)
9 月	北部青果物集出荷・選果場
平成 14 年 2 月	ホームページの開設 (http://www.ja-oyama.or.jp/)
2 月	ひまわり会設立（⇒ホームヘルパー養成、ホームヘルプサービスの受託組織）
3 月	J A機構の一部変更 (⇒参事制を廃止、金融共済部を金融部、共済部に分割)
3 月	西部苺育苗施設完成
5 月	常勤監事の設置
7 月	西部共乾センター（大豆・麦乾燥調製施設）竣工
7 月	肥育牛部会設立総会
9 月	福祉用具貸与（レンタル）事業の開始
平成 15 年 4 月	ゆうゆう館直売所オープン（下野市保健福祉センター地内）
5 月	第 4 回通常総代会で役員決まる 複数常務制導入（⇒総務経済事業担当常務、金融事業担当常務）
6 月	穀類低温倉庫竣工（西部共乾センター）
6 月	かぼちゃ部会設立総会
6 月	とうもろこし部会設立総会
7 月	ネギ部会設立総会
9 月	グリーンセンター（農産物直売所）リニューアル、東部購買所オープン
11 月	第 26 回 J A栃木県大会（⇒『信頼』『改革』『貢献』を掲げる）
平成 16 年 3 月	J A機構の一部変更 (⇒経済部、生活部を「経済部」に統合、金融部、共済部を「金融共済部」に統合、企画管理部に「人事課」を新設、支店次長制を新設)
3 月	A T M（現金自動受払機）の休日稼働拡大〔日曜日・祝祭日〕
3 月	大谷南支店資材倉庫完成、東部選果場増築
10 月	ホームページのリニューアル (https://www.ja-oyama.or.jp/)

平成 17 年 5 月 6 月 11 月	金融事業の全国システム（ジャステム〔JASTEM〕への移行 総合葬祭式場『おとめホール』オープン（小山市乙女） 農産物直売所「よらっせ桑」、農村レストラン「味処くわっせ」同時オープン（小山市扶桑）
平成 18 年 3 月 4 月 11 月	J A 機構の一部変更（⇒人事課を「総務課」へ統合） J A おやまが出資する道の駅「思川」がオープン（小山市下国府塚） 石橋農産物直売所「四季彩」がオープン（石橋支店敷地内）
平成 19 年 3 月 6 月 9 月 9 月	J A 機構の一部変更 （⇒営農部に「販売課」を新設、「営農企画課」を「農業支援課」に変更、 企画管理部に CSR（企業の社会的責任）対策担当を配置） 経済事業改革の一環として県域物流がスタート （⇒拠点の「配送センター」は豊田支店敷地内） 西部営農支援センター開設 のぞみ館西部オープン
平成 20 年 4 月 4 月 4 月 10 月 10 月 11 月	東部営農支援センター開設 のぞみ館東部オープン グリーンセンター移設（間々田支店購買店舗跡） のぞみ館野木オープン のぎ松原大橋直売所オープン 合併 10 周年記念式典
平成 21 年 3 月 3 月 3 月 11 月	J A 機構の一部変更（⇒企画管理部に「人事課」を新設） 北部営農支援センター開設 のぞみ館北部オープン 国分寺農産物直売所オープン
平成 22 年 3 月	J A 機構の一部変更（⇒「資産管理課」を「資金運用課」へ統合）
平成 23 年 3 月 3 月	J A 機構の一部変更（⇒企画管理部に「内部統制課」を新設） 道の駅「しもつけ」農産物直売所オープン
平成 23 年 8 月	生井ライスセンター竣工（増設）
平成 24 年 5 月 10 月 11 月	女性理事 2 名（非常勤）が誕生 思川カントリーエレベーター竣工 ヨークベニマル小山雨ヶ谷店直売所オープン
平成 25 年 7 月 11 月	北部育苗センターを竣工 ヨークベニマル小山ゆうえんち店直売所オープン
平成 26 年 3 月 12 月	J A 機構の一部変更（⇒「農機自燃課」を「農機課」に変更） 思川家畜係留所竣工
平成 27 年 3 月 4 月	イオン小山店直売所オープン イメージキャラクター「おやまるくん」製作・発表
平成 28 年 12 月	ベイシア小山店直売所オープン
平成 29 年 8 月	管内セブンイレブン（一部店舗）にて地元農産物取扱開始
平成 30 年 10 月 12 月	小山商工会議所との包括的連携協定締結 小山市・野木町との包括連携協定締結

平成 31 年 3 月	J A機構の一部変更 (⇒審査課・内部統制課を「リスク統括課」に統合、総合企画室・総務部を新設、営農部の機能見直し、典礼課を生活利用課へ統合、事故相談課を廃止)
平成 31 年 4 月	小山市のコミュニティーFM おーラジにて「JA おやまるぐりーんたいむ」の放送スタート
令和元年 10 月	営農部、営農企画課内に「無料職業紹介所」を設置 TAIRAYA 小金井店直売所オープン
令和 2 年 3 月 3 月 3 月	J A機構の一部変更 (⇒支店再編整備計画により、間々田支店、生井支店を統合、生井支店を廃止、小山支店を本店内に移転し、本店窓口業務を小山支店に移管) 間々田支店リニューアルオープン 小山支店リニューアルオープン
令和 2 年 9 月 9 月	J A機構の一部変更 (⇒支店再編整備計画により、大谷支店、大谷南支店、大谷北支店を統合、新店舗「大谷支店」を竣工・仮オープン) 農産物直売所にて「ポイントカードサービス」開始
令和 2 年 11 月	下野市との包括連携協定締結
令和 3 年 2 月	大谷支店グランドオープン
令和 3 年 9 月	J A機構の一部変更 (⇒農機事業を全農に移管し、「おやま広域農機センター」として運営)
令和 4 年 3 月	J A機構の一部変更 (⇒総合企画室、総務部を再編し「企画管理部」を設置、総合企画室を「企画課」に変更、営農部、経済部を再編し「営農経済部」を設置)
令和 4 年 4 月	新規就農塾推進協議会設立
令和 4 年 9 月 9 月	J A機構の一部変更 (⇒支店再編整備計画により、寒川支店、中支店、穂積支店、豊田支店を統合、新店舗「美田支店」を竣工) 美田支店グランドオープン
令和 4 年 10 月	野木支店、窓口をリフォームしリニューアルオープン
令和 4 年 11 月	J A機構の一部変更 (⇒支店再編整備計画により、絹支店、桑支店を統合、新店舗「桑絹支店」を竣工)
令和 4 年 12 月	小山北桜高校との包括連携協定締結
令和 5 年 1 月	桑絹支店グランドオープン
令和 5 年 3 月	J A機構の一部変更 (⇒生活利用課を廃止し女性会活動を「営農企画課」、典礼を「経済課」、資産管理を「資金運用課」へ移管)

7. 店舗等のご案内

(令和5年6月現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本 店	〒323-0034 小山市神鳥谷 1-11-32	0285-25-3155	—
大 谷 支 店	〒323-0819 小山市横倉新田 7-33	0285-27-0298	2 台
間々田支店	〒329-0214 小山市乙女 3-7-36	0285-45-1210	1 台
美 田 支 店	〒323-0053 小山市小袋 202-1	0285-38-0004	2 台
桑 絹 支 店	〒323-0808 小山市出井 1083-3	0285-22-0980	1 台
小 山 支 店	〒323-0034 小山市神鳥谷 1-11-32	0285-22-0010	1 台
石 橋 支 店	〒329-0511 下野市石橋 531-3	0285-53-1344	1 台
国分寺支店	〒329-0414 下野市小金井 3009	0285-44-1115	1 台
野 木 支 店	〒329-0113 野木町中谷 523-1	0280-56-0083	1 台

店舗以外ATMの設置状況

小 山 市	旧大谷南支店敷地内	小山市東野田 1612	1 台
小 山 市	旧寒川支店敷地内	小山市中里 836-4	1 台
小 山 市	旧穂積支店敷地内	小山市下石塚 261	1 台
小 山 市	旧豊田支店敷地内	小山市松沼 990-13	1 台
小 山 市	旧絹支店敷地内	小山市福良 2242-1	1 台
小 山 市	旧桑支店敷地内	小山市羽川 805	1 台
野 木 町	のぞみ館野木敷地内	野木町友沼 4954-1	1 台

JAおやま MAP



小山農業協同組合

栃木県小山市神鳥谷1丁目11番32号
TEL0285-25-3155 FAX0285-25-3159

ホームページアドレス <https://www.ja-oyama.or.jp/>